

1. 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

1.1 年金部門

1.1.1 厚生年金

【負担】

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 4.厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 企業産業（全産業，非農林漁業，製造業，卸売・小売業，従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，14 大都市）」

②推計方法

- ・ 都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{i=1}^{47} Ch_i}$$

Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料

Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料

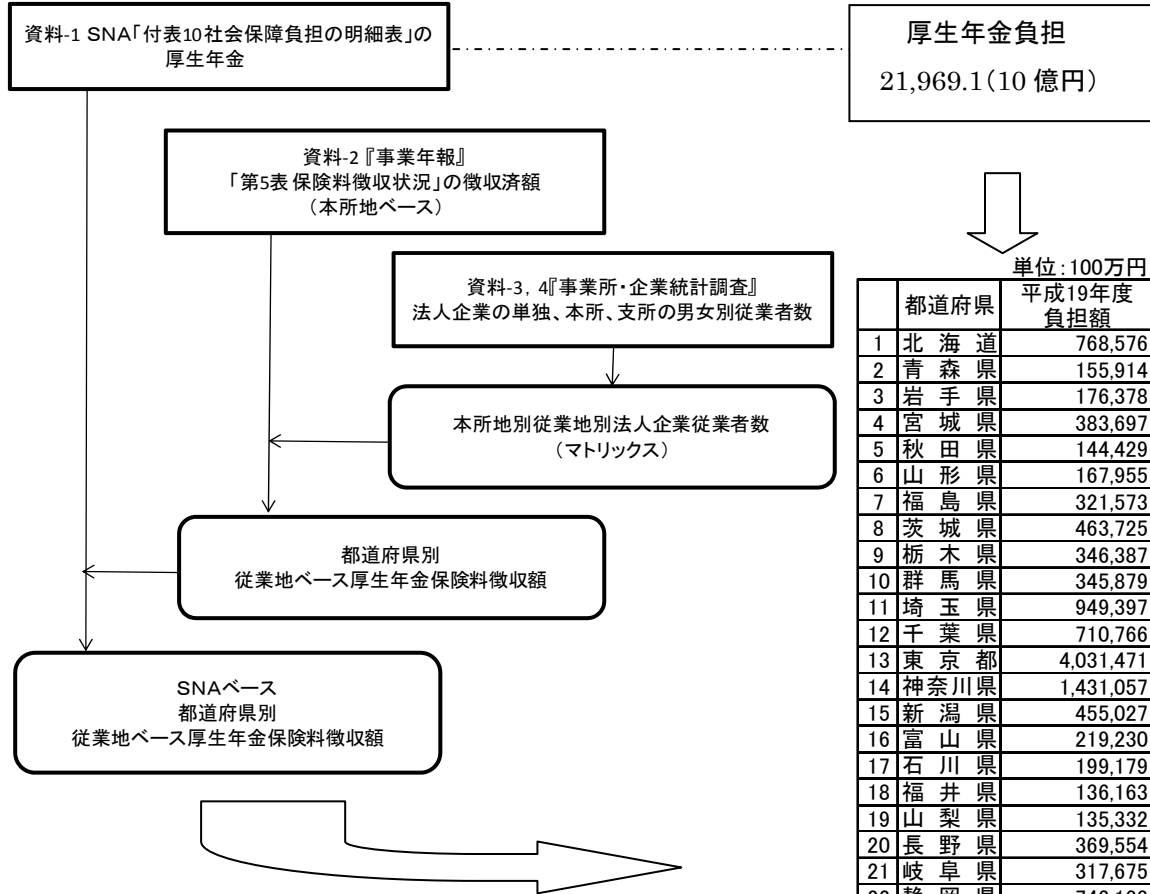
C_{SNA} : SNAベースの厚生年金徴収料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i, 従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- ・ 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2 の「第 5 表 保険料徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。従業地ベースへの変換は、本所地別従業地別法人企業従業者数を、資料-3 及び資料-4 から推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- ・ 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料 3 によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料 4 から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者

数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業員ベースの従業員数とする。

③推計フロー



厚生年金負担
21,969.1(10 億円)

単位:100万円

	都道府県	平成19年度 負担額
1	北海道	768,576
2	青森県	155,914
3	岩手県	176,378
4	宮城県	383,697
5	秋田県	144,429
6	山形県	167,955
7	福島県	321,573
8	茨城県	463,725
9	栃木県	346,387
10	群馬県	345,879
11	埼玉県	949,397
12	千葉県	710,766
13	東京都	4,031,471
14	神奈川県	1,431,057
15	新潟県	455,027
16	富山県	219,230
17	石川県	199,179
18	福井県	136,163
19	山梨県	135,332
20	長野県	369,554
21	岐阜県	317,675
22	静岡県	743,133
23	愛知県	1,575,286
24	三重県	303,719
25	滋賀県	230,367
26	京都府	401,725
27	大阪府	1,665,071
28	兵庫県	779,082
29	奈良県	147,286
30	和歌山県	116,128
31	鳥取県	80,942
32	島根県	101,479
33	岡山県	315,892
34	広島県	498,794
35	山口県	216,112
36	徳島県	107,563
37	香川県	165,071
38	愛媛県	213,402
39	高知県	90,839
40	福岡県	789,404
41	佐賀県	117,027
42	長崎県	177,027
43	熊本県	225,171
44	大分県	164,059
45	宮崎県	160,412
46	鹿児島県	214,874
47	沖縄県	139,874
	合計	21,969,103

【給付】

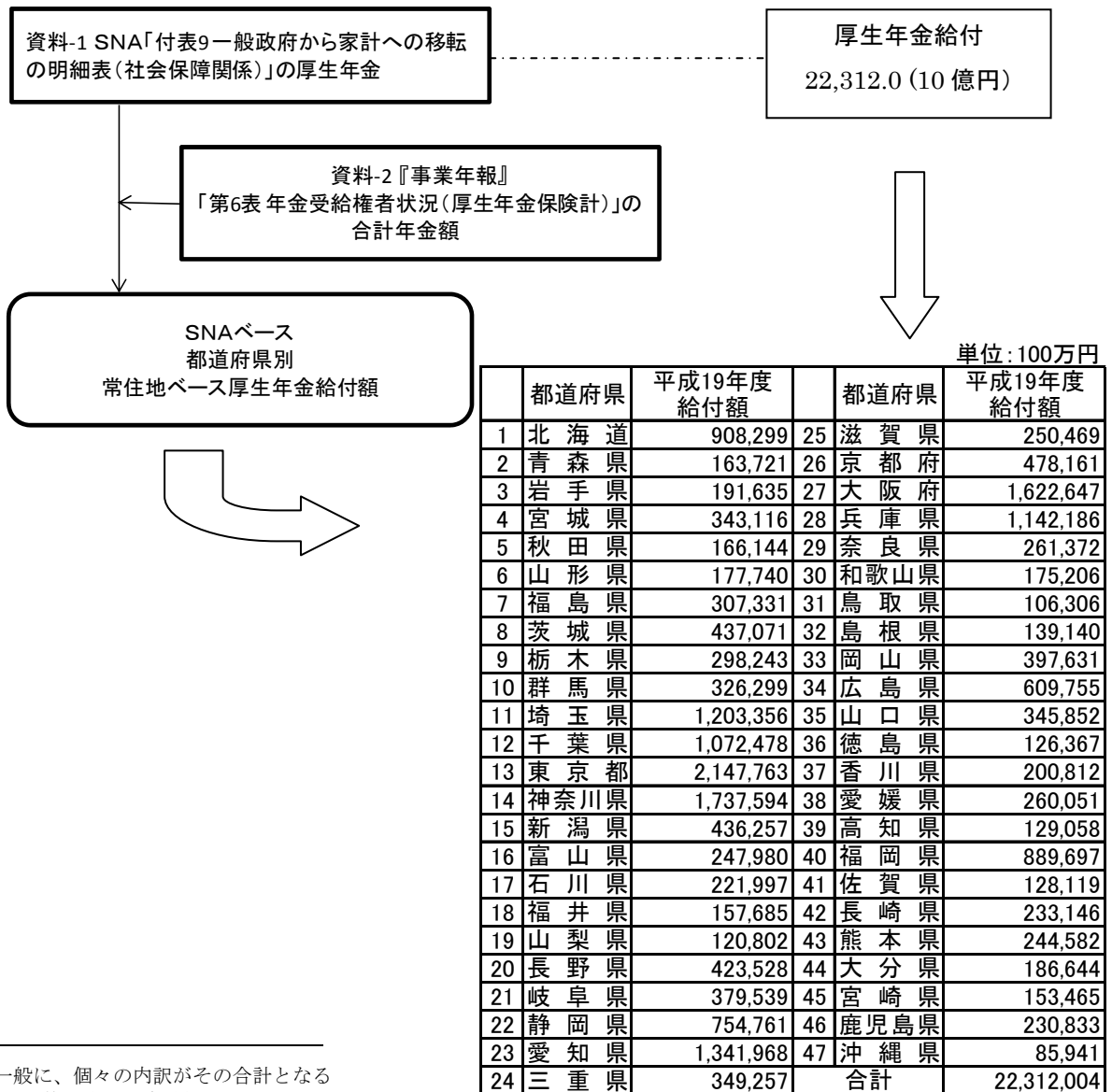
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省） --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 4.厚生年金保険-「第 6 表年金受給権者状況(厚生年金保険計)」

②推計方法

- ・ 各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2 の『事業年報』の第 6 表年金受給権者状況（厚生年金保険計）の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

1.1.2 国民年金

【負担】

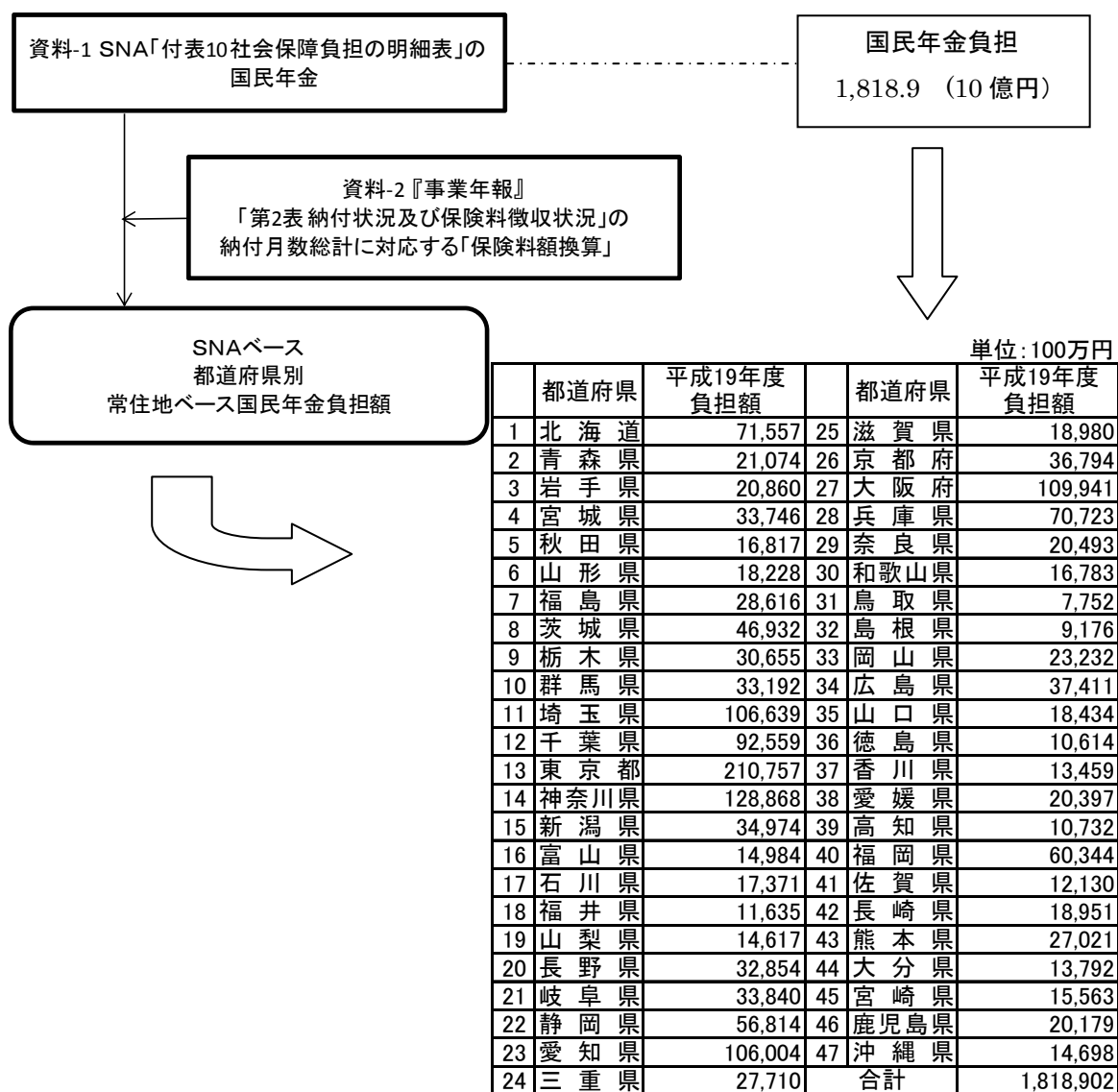
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 5.国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料徴収状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



【給付】

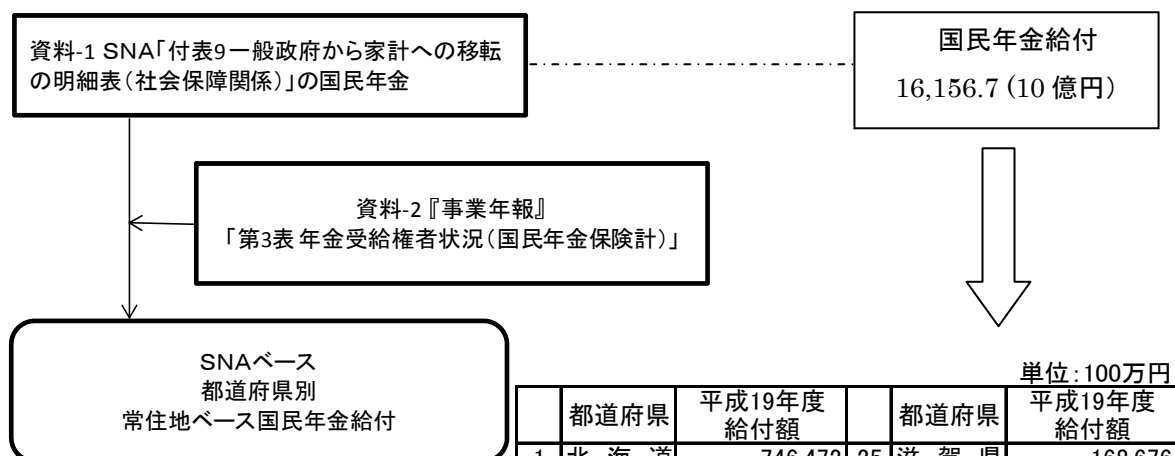
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省） --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 5.国民年金-「第3表 年金受給権者状況（国民年金保険計）」

②推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の『事業年報』第3表 年金受給権者状況（国民年金保険計）の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 給付額		都道府県	平成19年度 給付額
1	北海道	746,472	25	滋賀県	168,676
2	青森県	201,048	26	京都府	330,772
3	岩手県	215,080	27	大阪府	989,817
4	宮城県	291,091	28	兵庫県	692,196
5	秋田県	186,873	29	奈良県	181,164
6	山形県	194,635	30	和歌山県	153,817
7	福島県	290,683	31	鳥取県	90,489
8	茨城県	361,077	32	島根県	126,789
9	栃木県	251,934	33	岡山県	285,809
10	群馬県	273,133	34	広島県	383,346
11	埼玉県	752,824	35	山口県	235,228
12	千葉県	684,488	36	徳島県	117,943
13	東京都	1,365,307	37	香川県	152,665
14	神奈川県	938,951	38	愛媛県	221,706
15	新潟県	363,662	39	高知県	123,508
16	富山県	169,088	40	福岡県	598,519
17	石川県	159,261	41	佐賀県	126,691
18	福井県	117,534	42	長崎県	210,185
19	山梨県	121,875	43	熊本県	275,574
20	長野県	337,838	44	大分県	177,360
21	岐阜県	291,735	45	宮崎県	175,911
22	静岡県	511,649	46	鹿児島県	277,088
23	愛知県	818,449	47	沖縄県	154,878
24	三重県	261,883		合計	16,156,701

1.1.3 国家公務員共済組合

【負担】

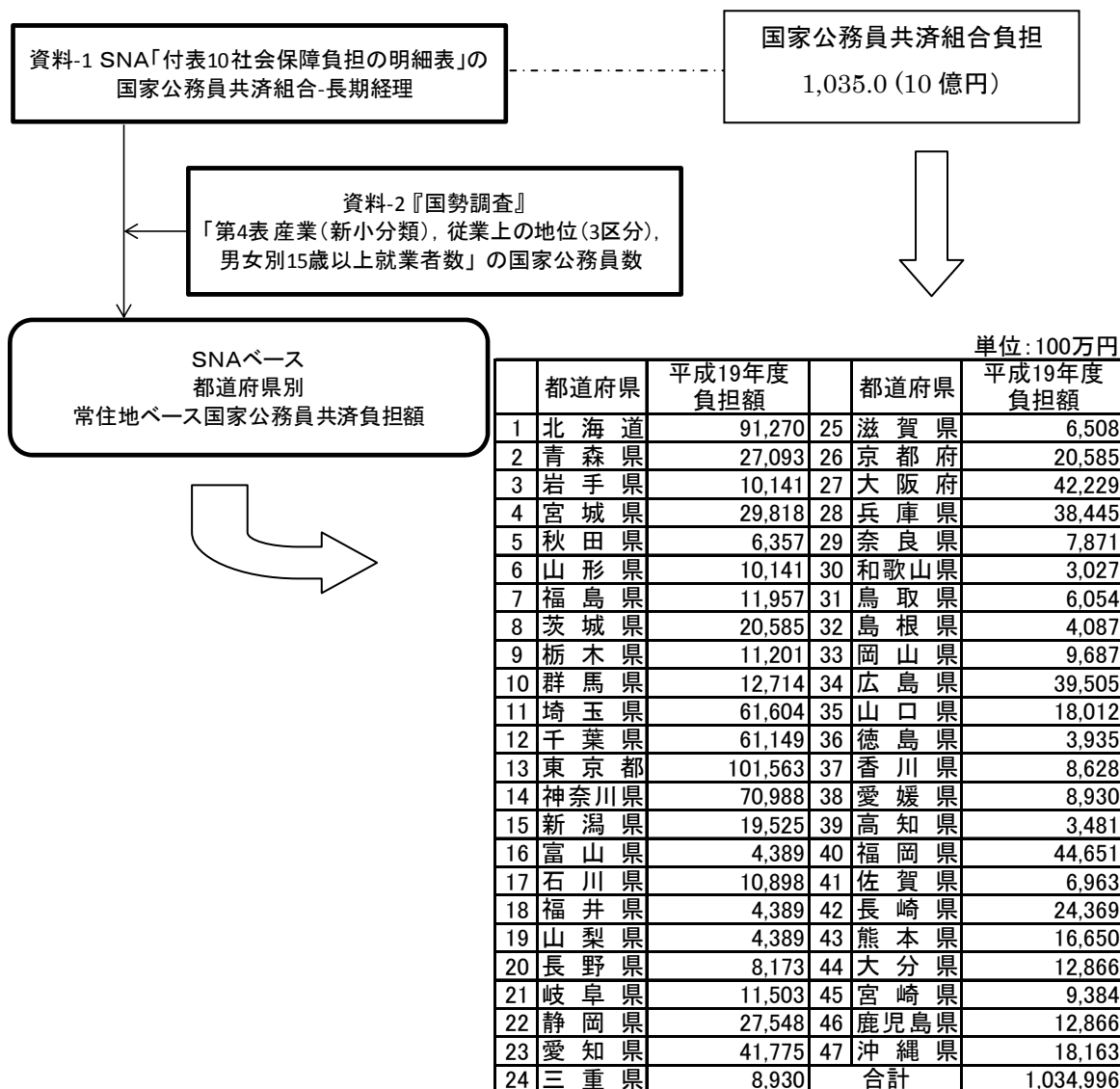
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

②推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



【給付】

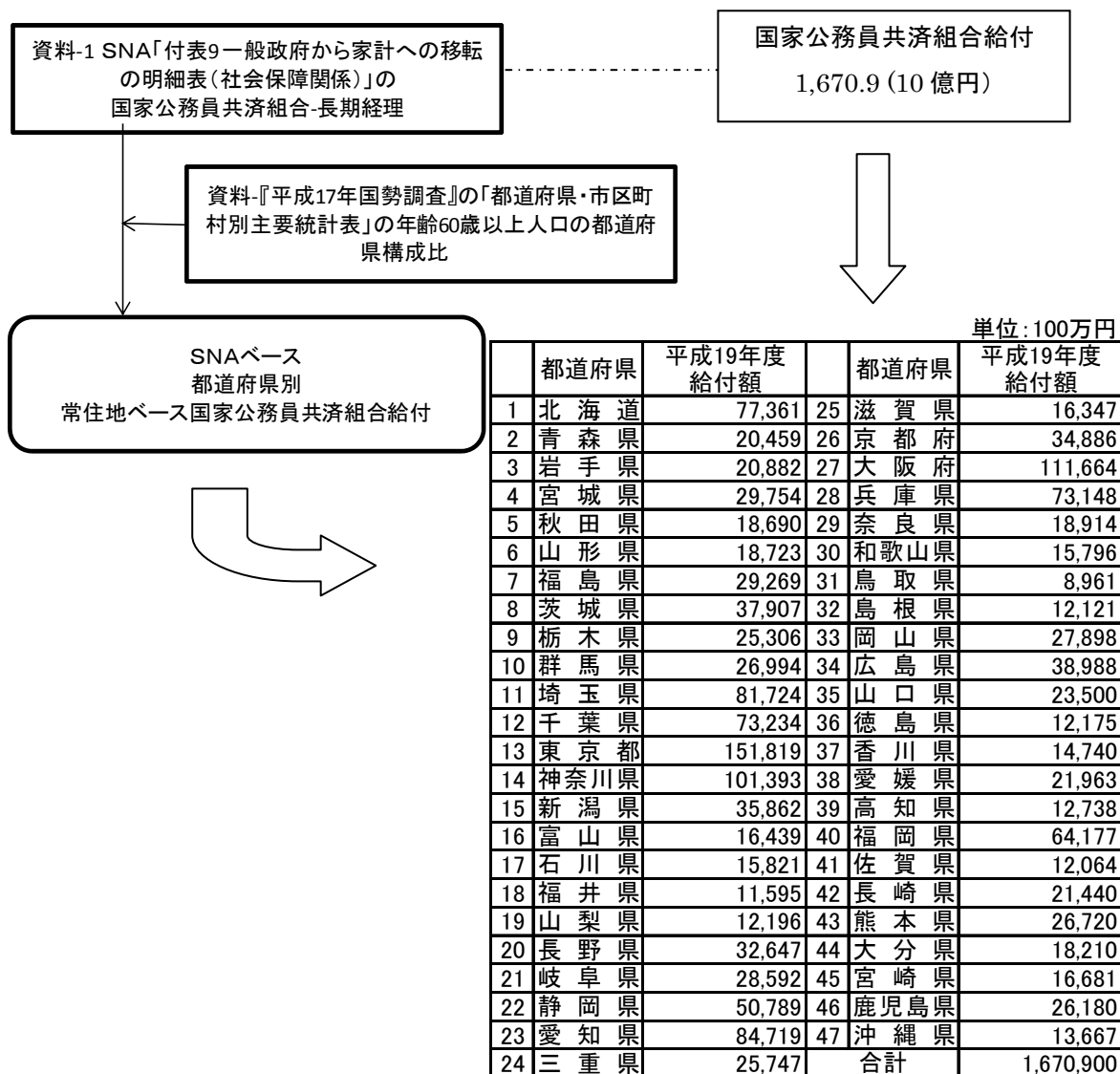
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

②推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3.共済組合（1）国家公務員共済組合b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢60歳以上人口の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



1.1.4 地方公務員共済組合

【負担】

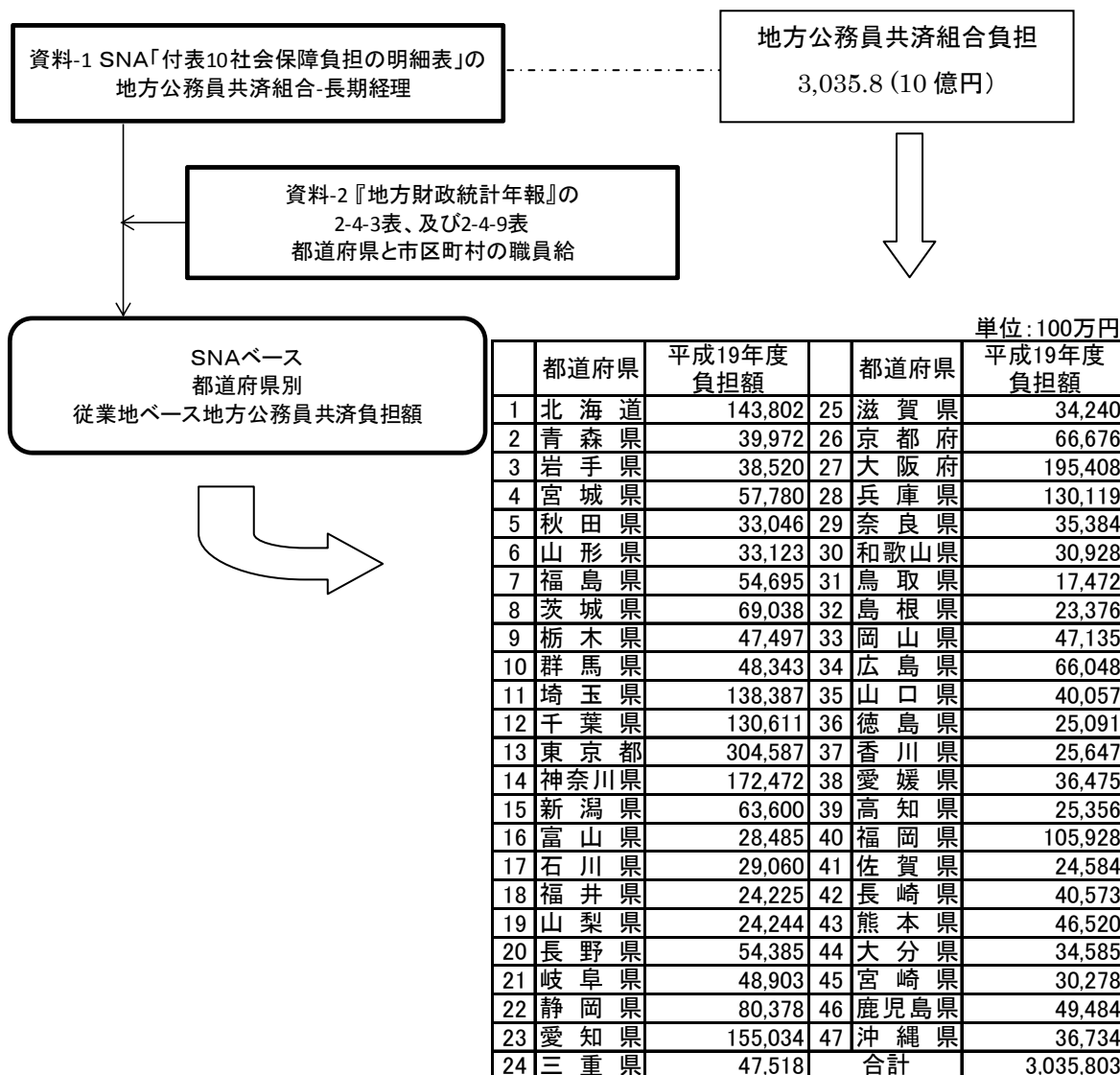
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、
「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



【給付】

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省） ... 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』（警察共済組合）
- ・資料-6 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

②推計方法

- ・ 各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・ 具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度において、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度については、当該給付額の過去 3 年間の平均値からウェイトを作成し、全国値を都道府県別に按分することで、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合の合算値を算出する。
- ・ 上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のように常住地ベースに変換する。

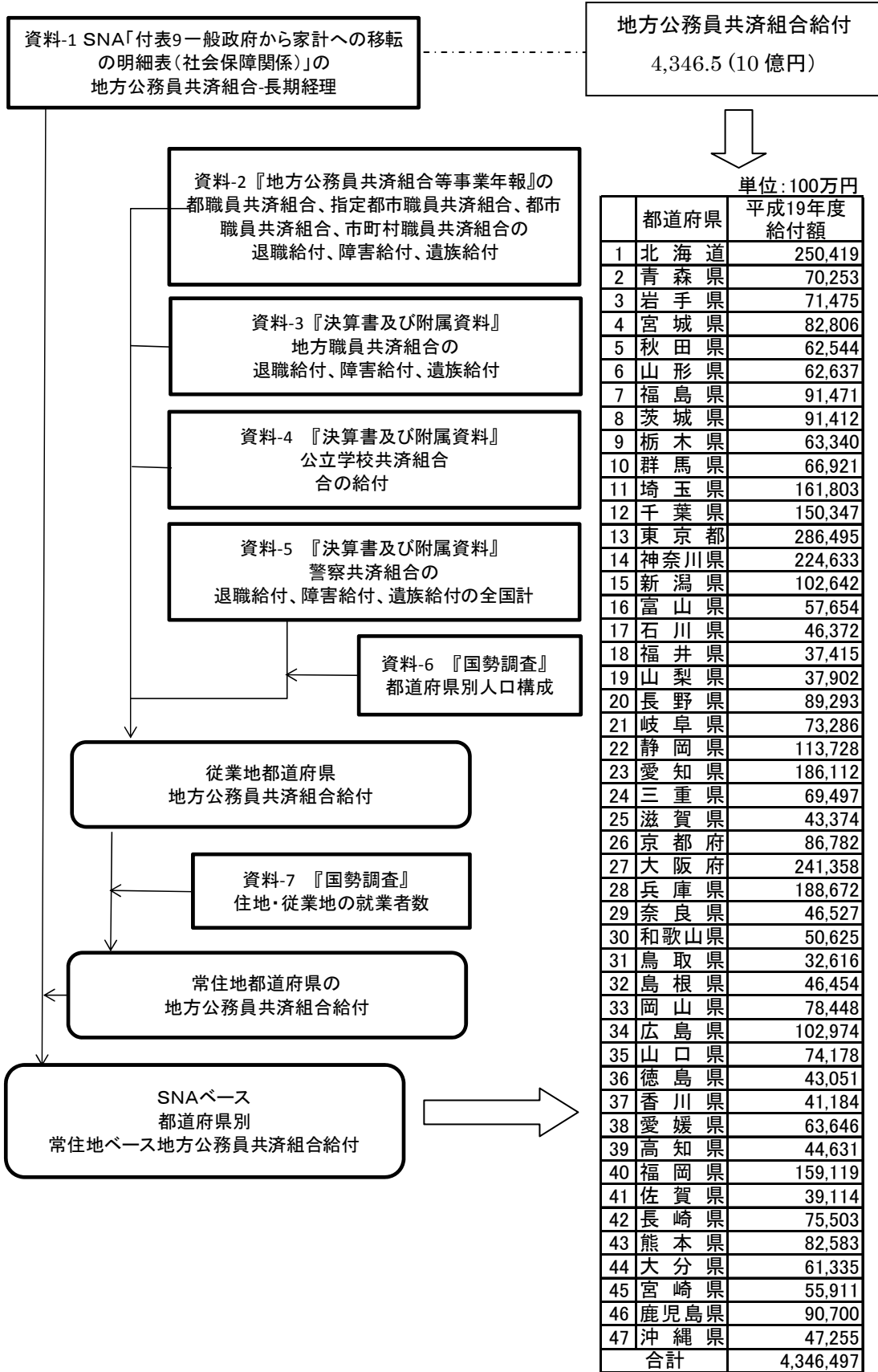
$$SI_i = \sum_{j=1}^{47} SW_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

SI_i : 常住地都道府県 i の給付額

SW_j : 従業地都道府県 j の給付額

L_{ij} : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

③推計フロー



1.1.5 私学・その他共済

【負担】

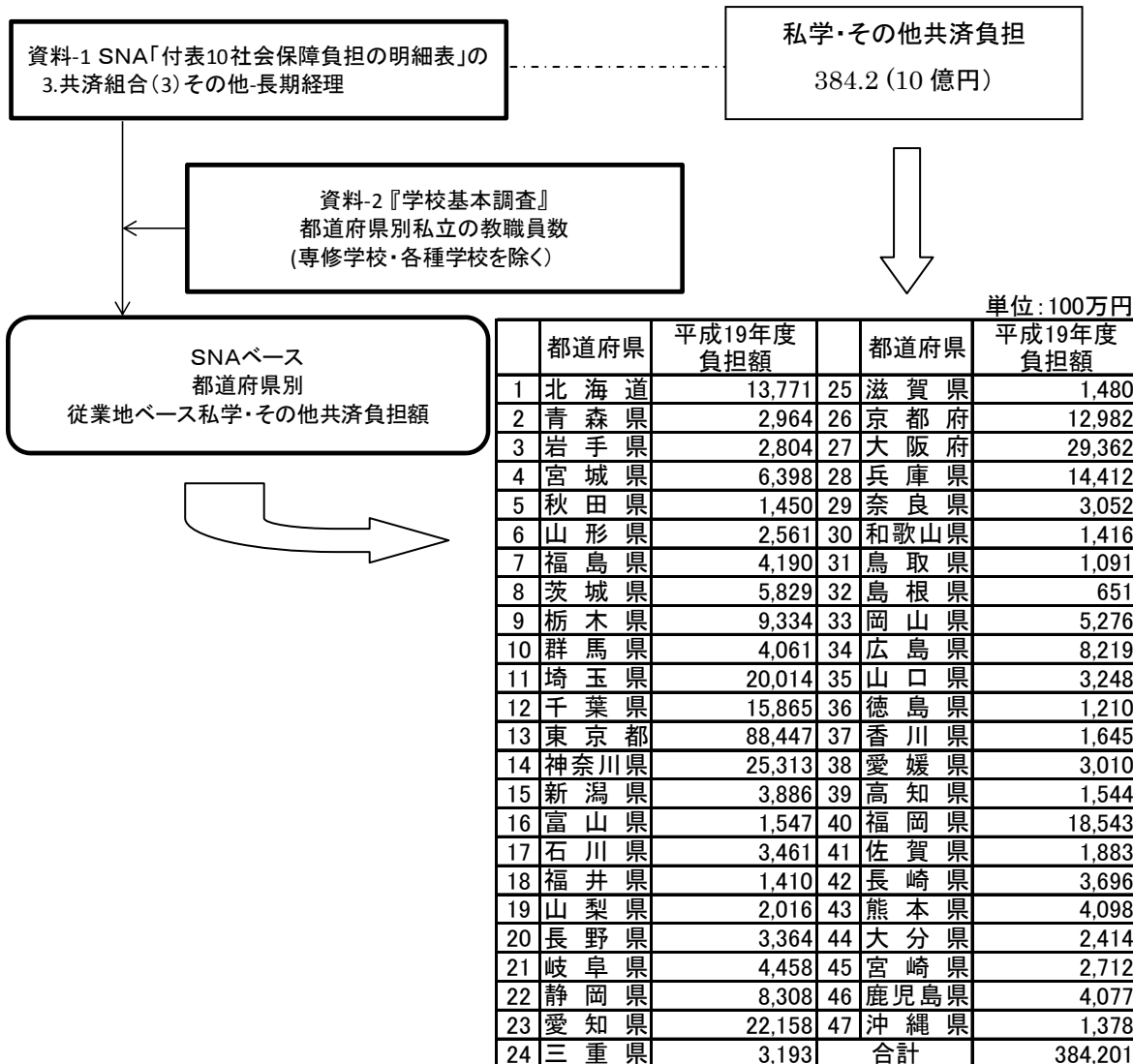
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（3）その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2において、平成 19 年度では「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出する。

③推計フロー



【給付】

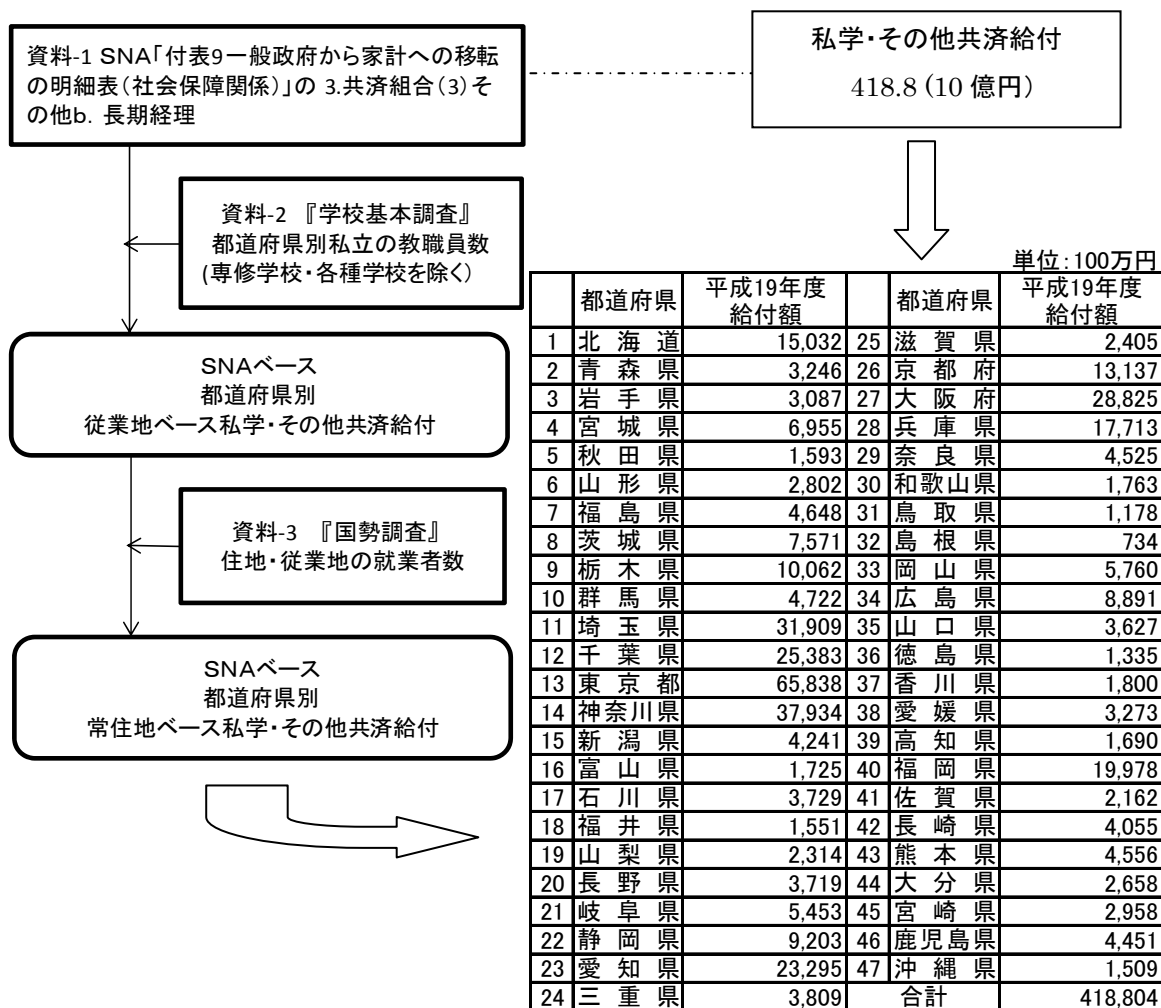
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省） --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

②推計方法

- ・ 各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3.共済組合（3）その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3 から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料 2 の詳細については、【負担】を参照。

③推計フロー



1.1.6 船員保険

【負担】

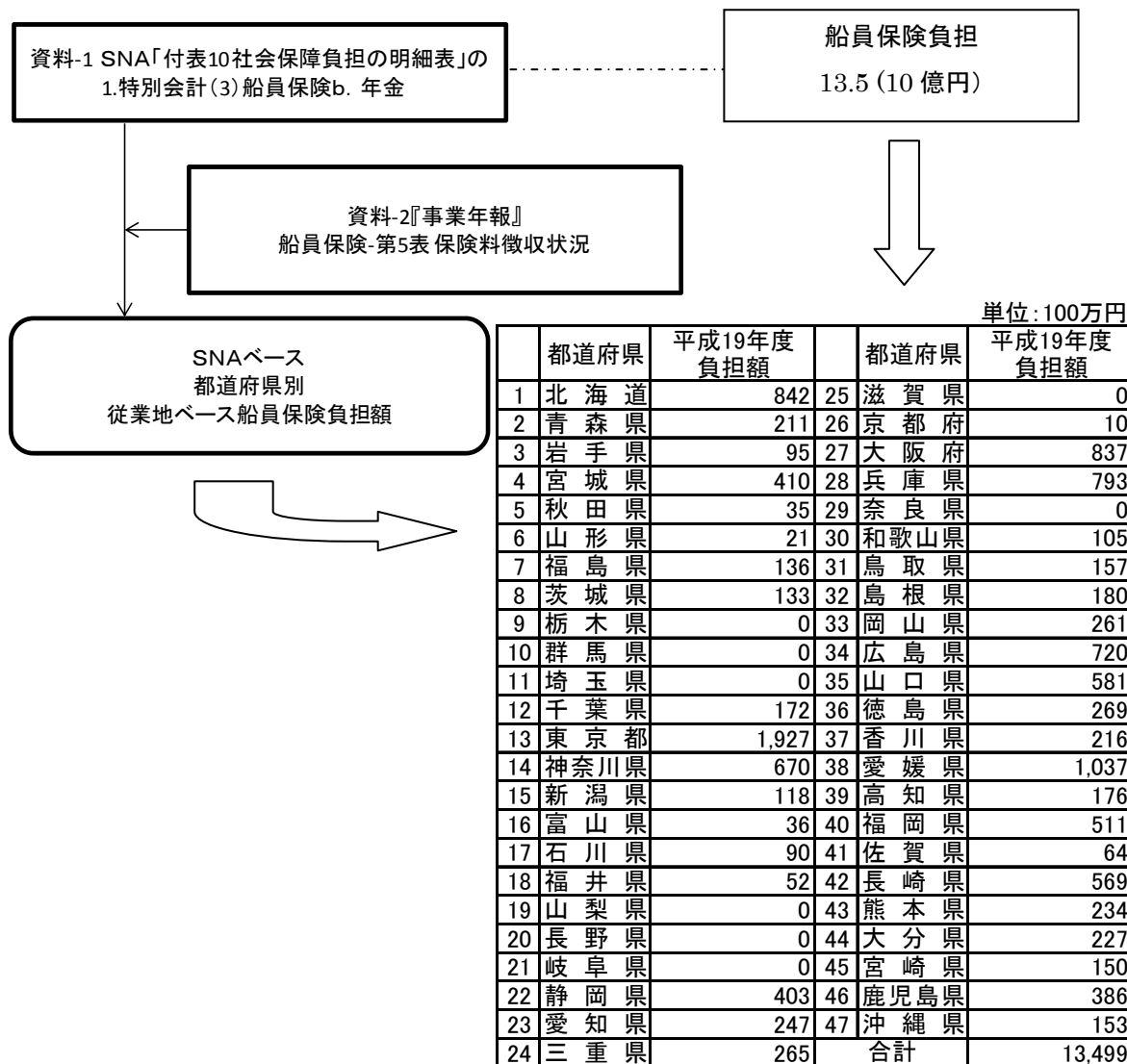
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編・都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第5表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



【給付】

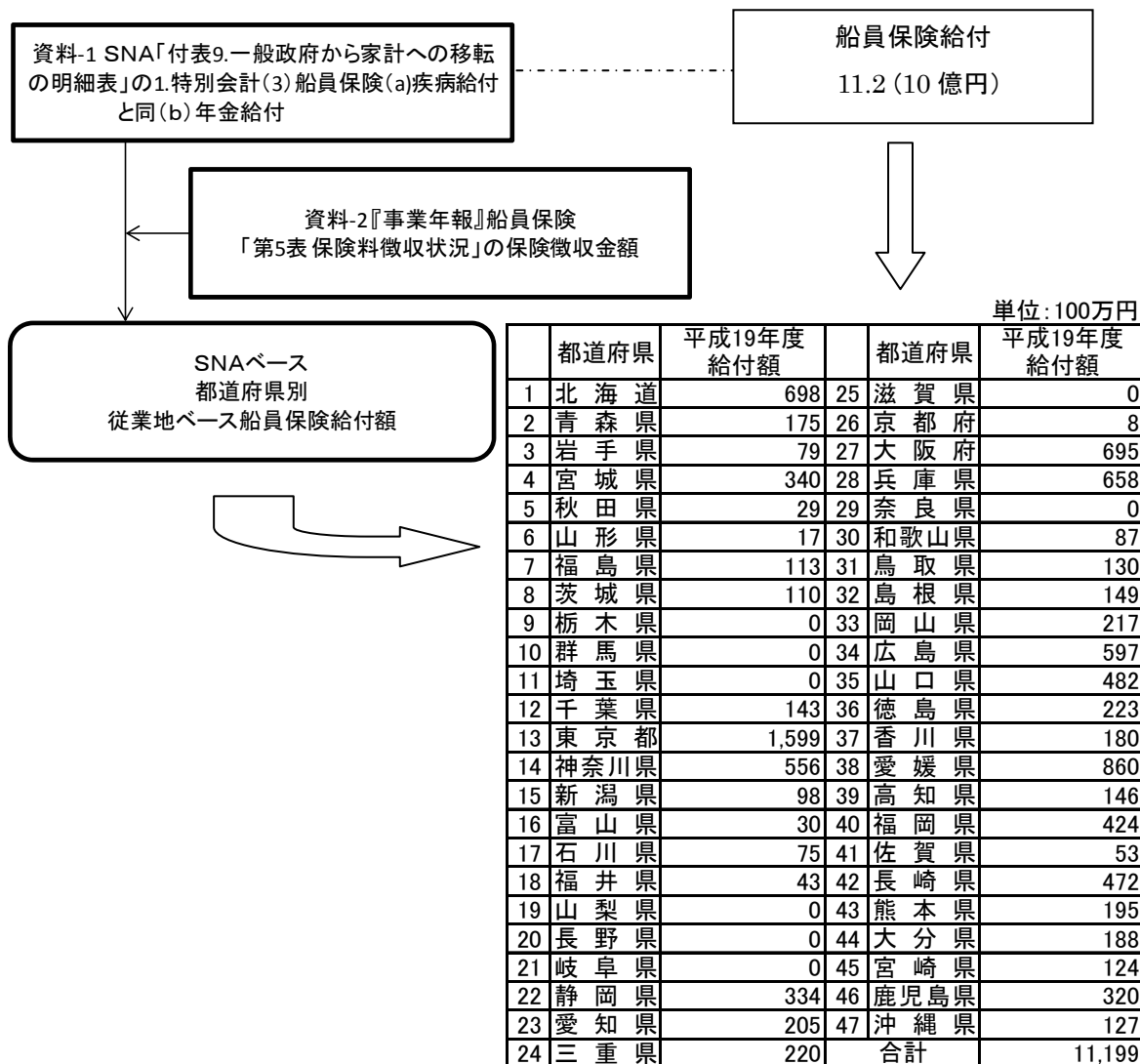
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 『事業年報』(厚生労働省) --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の「1.特別会計 (4) 船員保険」の現物社会移転以外の社会給付 (疾病給付と年金給付の合計) をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 を用いるのは、船員保険の年金給付の都道府県データがないことによる。

③推計フロー



1.1.7 その他

【給付】

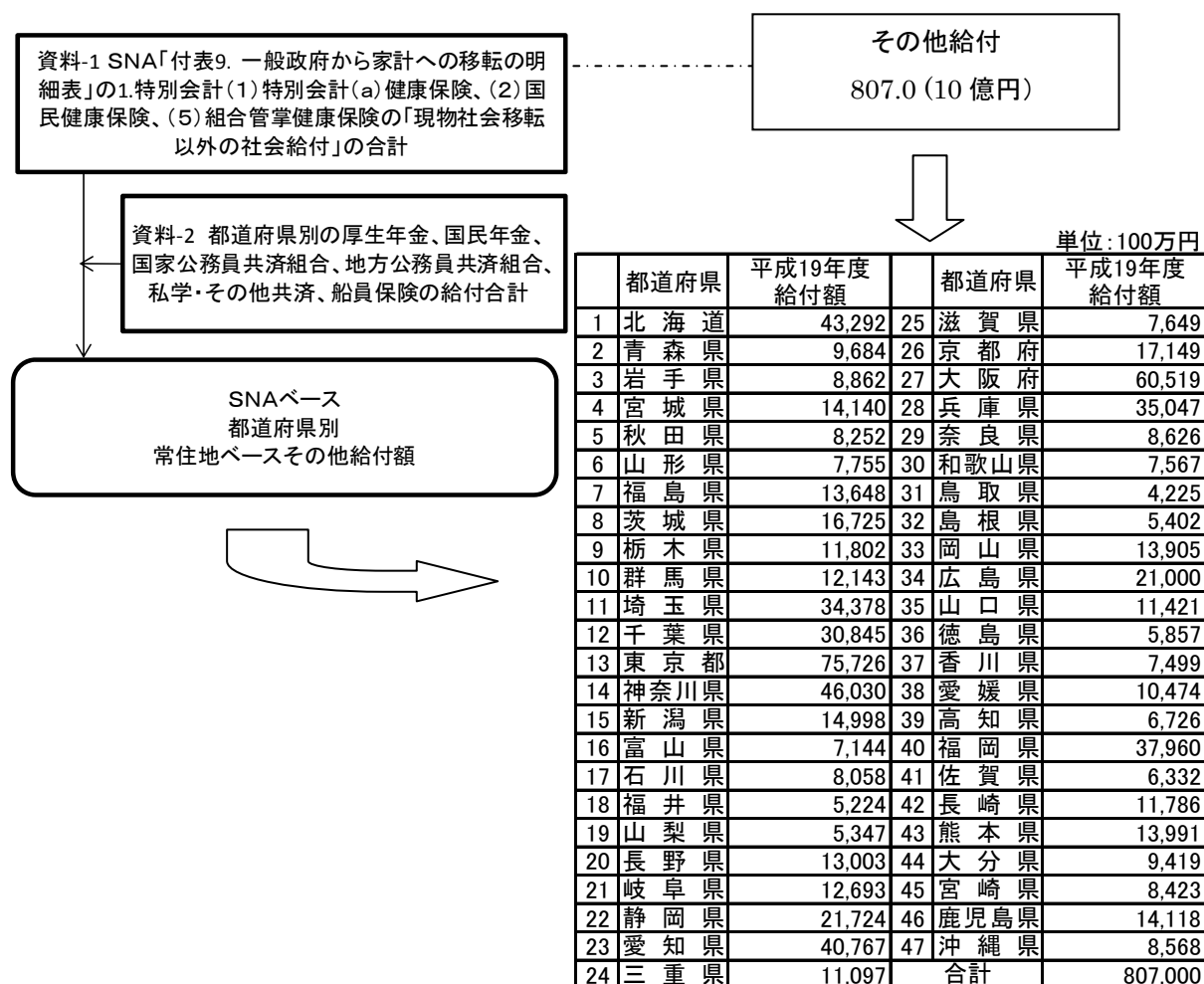
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9.一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の1.特別会計(1)特別会計(a)健康保険、同(2)国民健康保険及び(5)組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



1.2 医療・介護部門

1.2.1 組合健保

【負担】

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険組合事業年報』（健康保険組合連合会）---「第 1 表 適用状況」、「第 2 表 収入支出状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 企業産業（全産業，非農林漁業，製造業，卸売・小売業，従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，14 大都市）」

②推計方法

- 都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの組合管掌健康保険料の都道府県構成比で分割する。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{i=1}^{47} Ch_i}$$

Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース組合管掌健康保険料

Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース組合管掌健康保険料

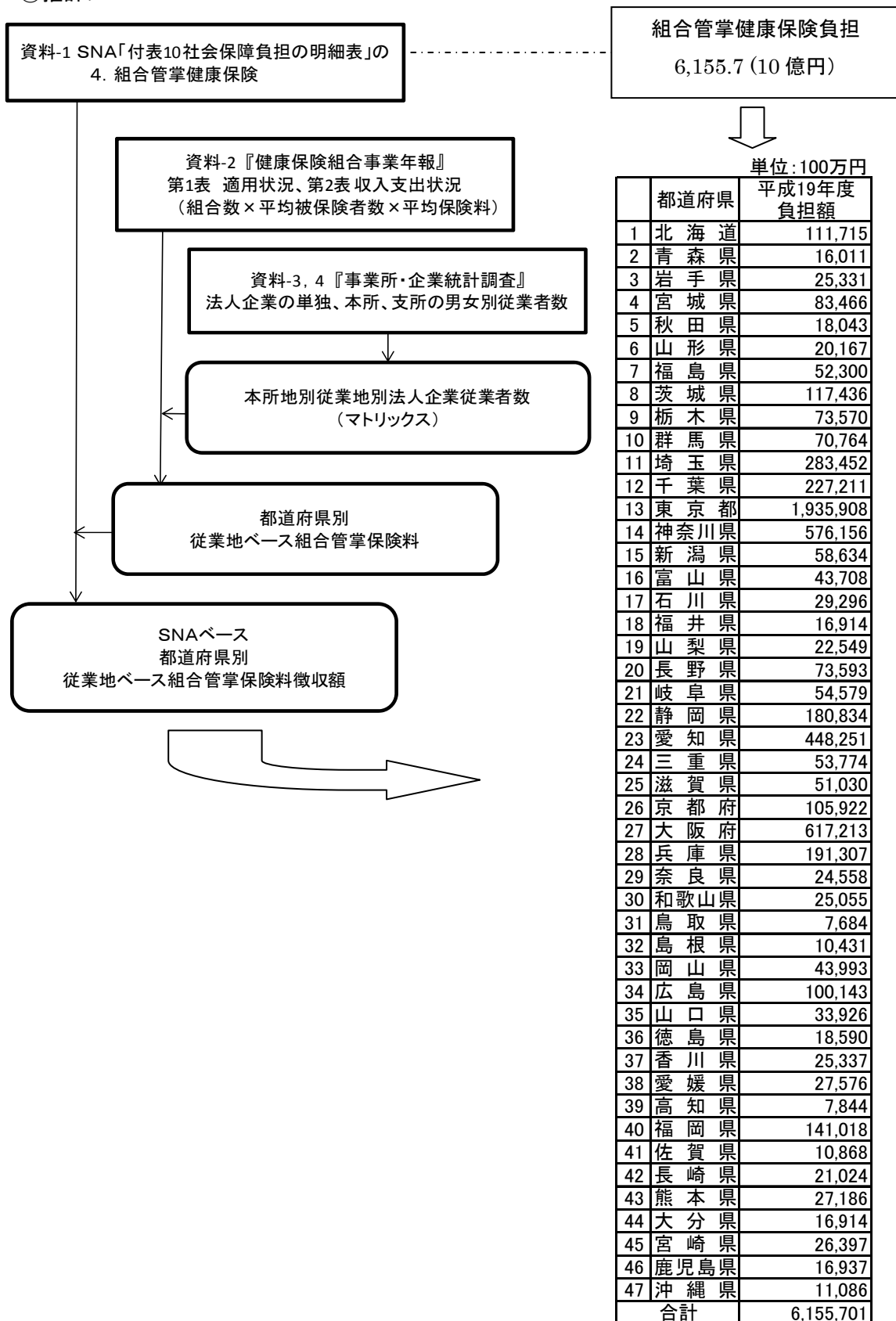
C_{SNA} : SNAベースの組合管掌健康保険料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i, 従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの組合管掌健康保険料の都道府県構成比は、資料-2 の「第 1 表 適用状況」「第 2 表 収入支出状況」から、都道府県別の加入組合数、1 組合当たり平均被保険者数、一人当たり保険料を抽出し、それらの積から本所地ベースの保険料を推計した後、これを従業地ベースに変換する。従業地ベースへの変換は、本所地別従業地別法人企業従業者数を、資料-3 及び資料-4 から推計し、上式のように、これに本所地ベース従業者一人当たり保険徴収料を乗じて求める。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、各都道府県の本所地ベース全従業者を、資料 3 によって男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料 4 から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者

数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業員ベースの従業員数とする。

③推計フロー



1.2.2 政管健保

【負担】

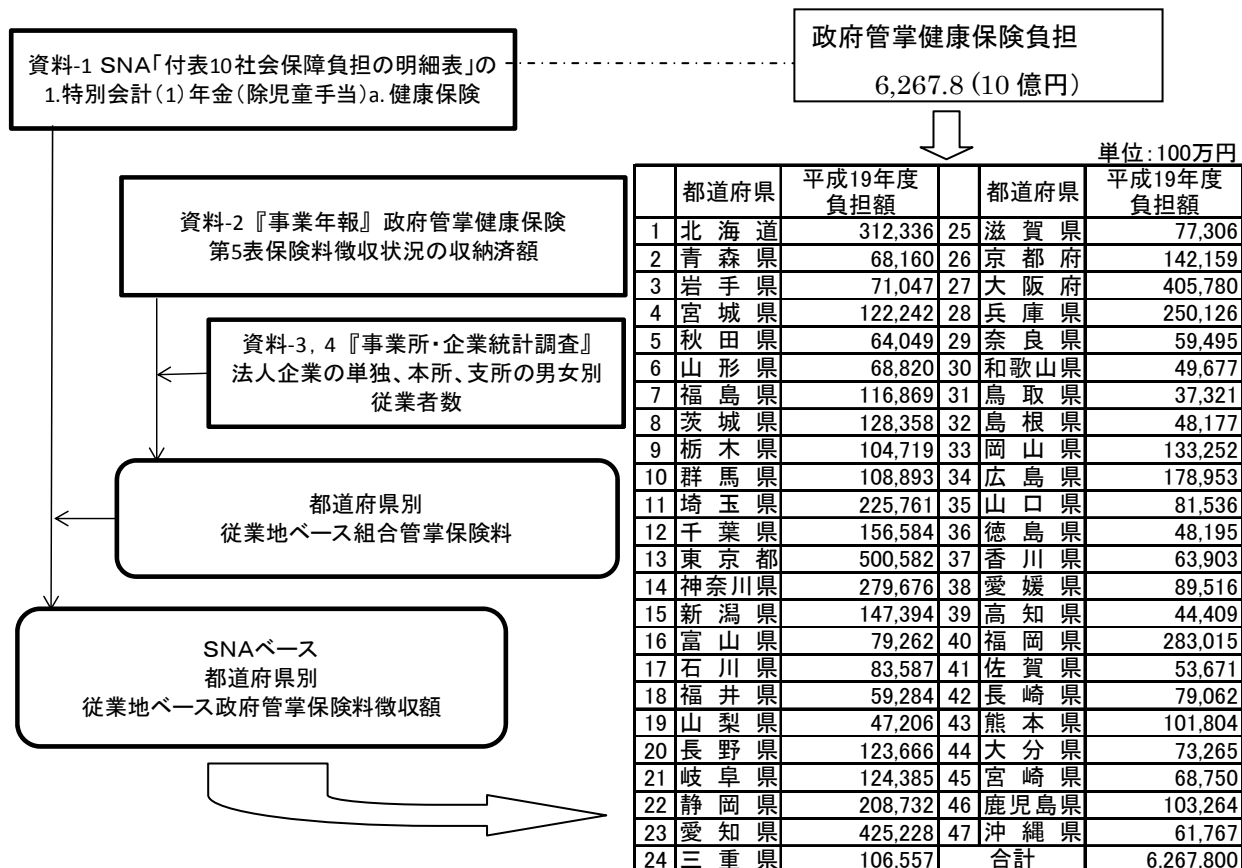
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 1.政府管掌健康保険-「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数－都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 企業産業（全産業，非農林漁業，製造業，卸売・小売業，従業者数（複数事業所企業））」

②推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組管掌健康保険の場合と同様に、資料-3 及び資料-4 から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー



1.2.3 国民健康保険

【負担】

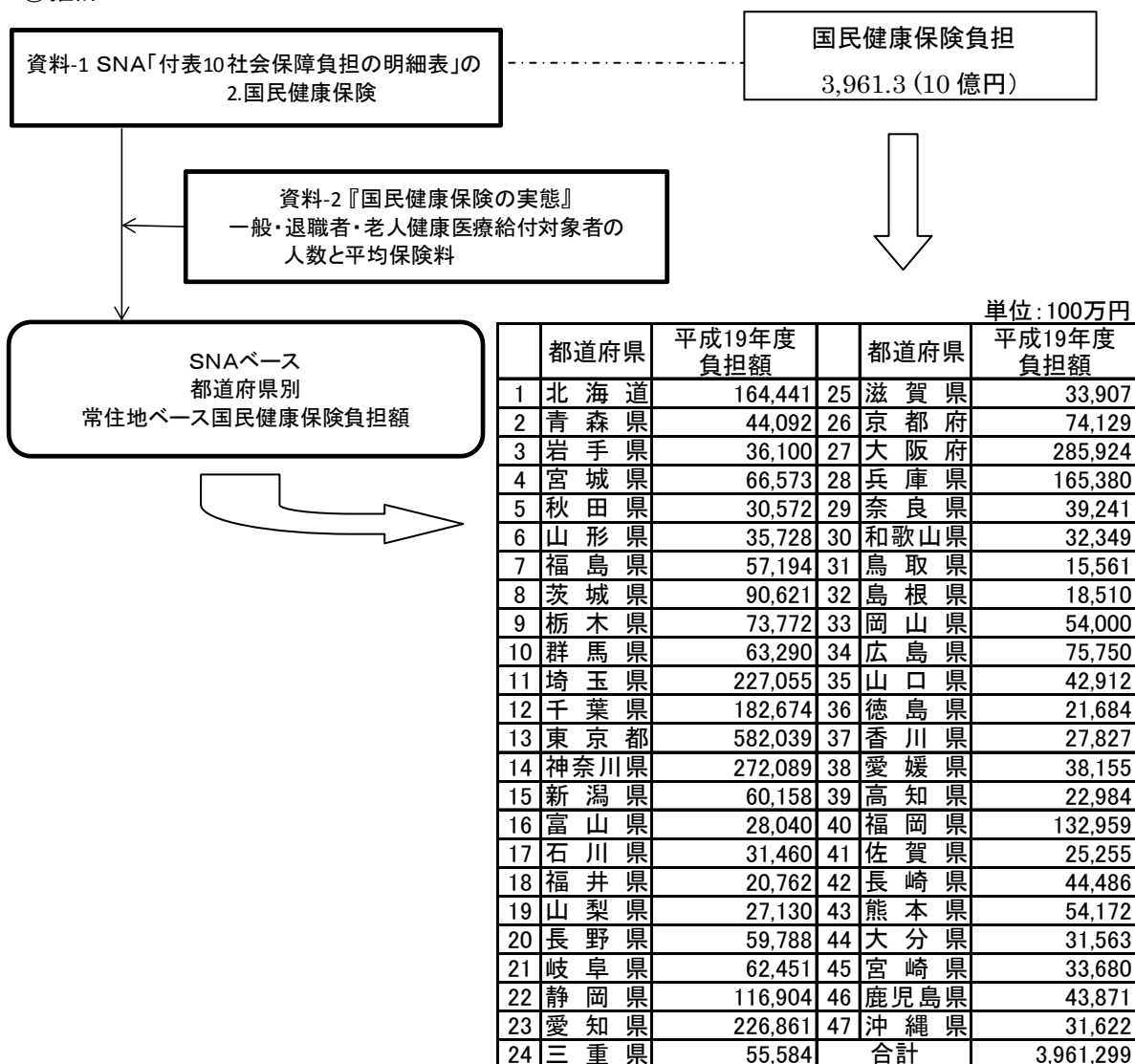
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）... 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」

②推計方法

- ・都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「2.国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを、資料-2の一般、退職者、老人保健医療給付対象者の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。

③推計フロー



1.2.4 国家公務員共済組合

【負担】

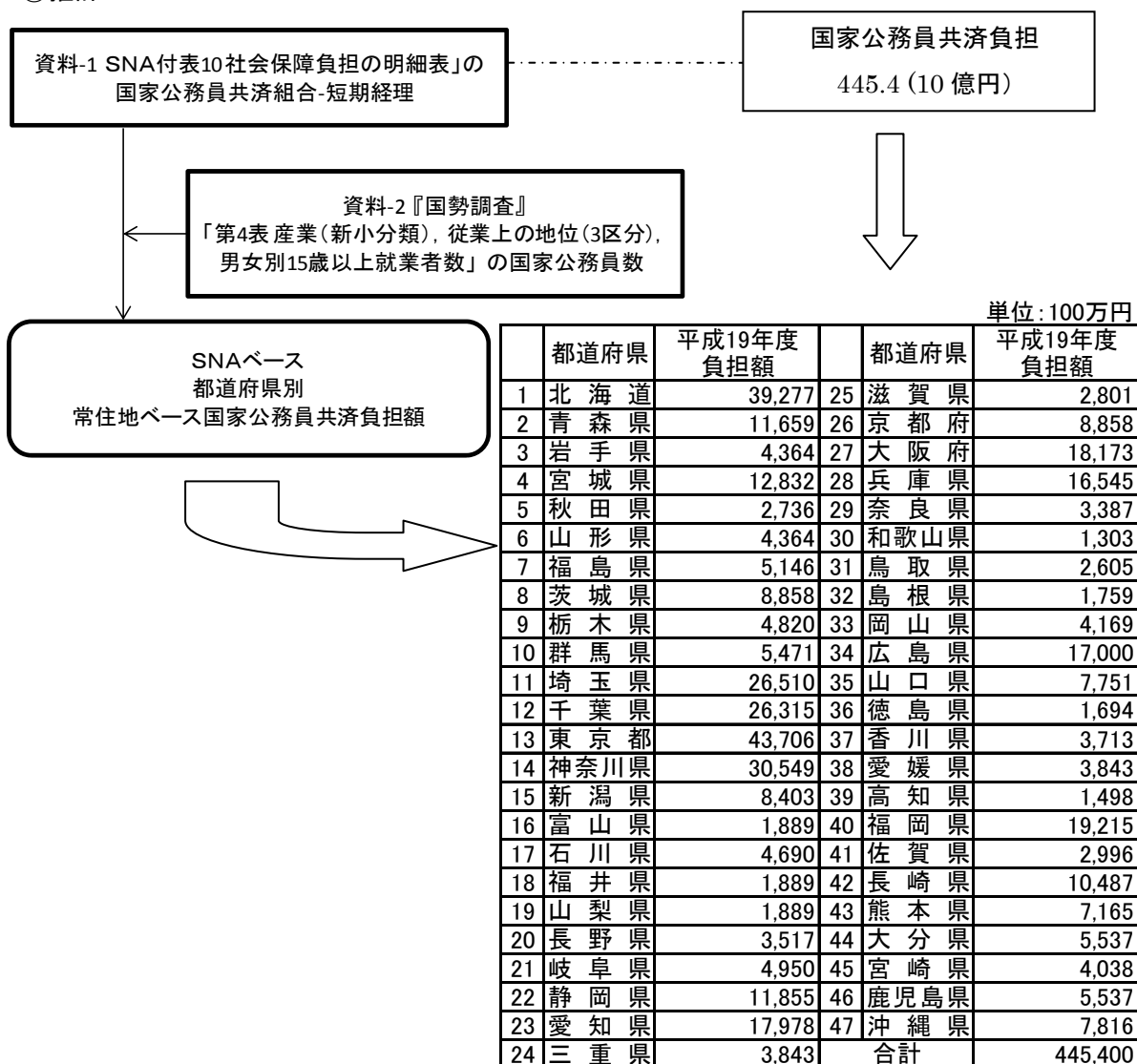
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

②推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



1.2.5 地方公務員共済組合

【負担】

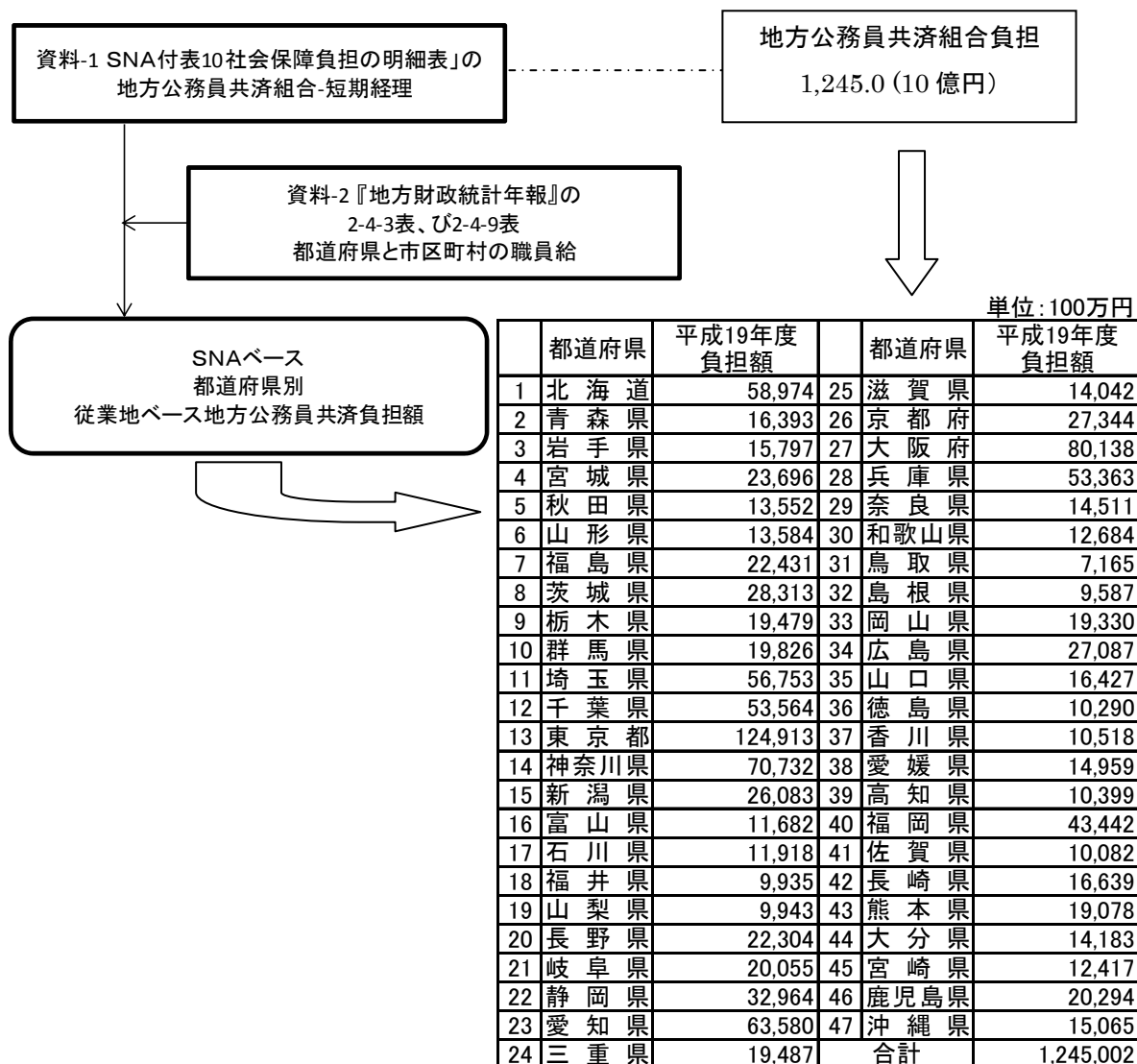
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、
「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



1.2.6 私学・その他共済

【負担】

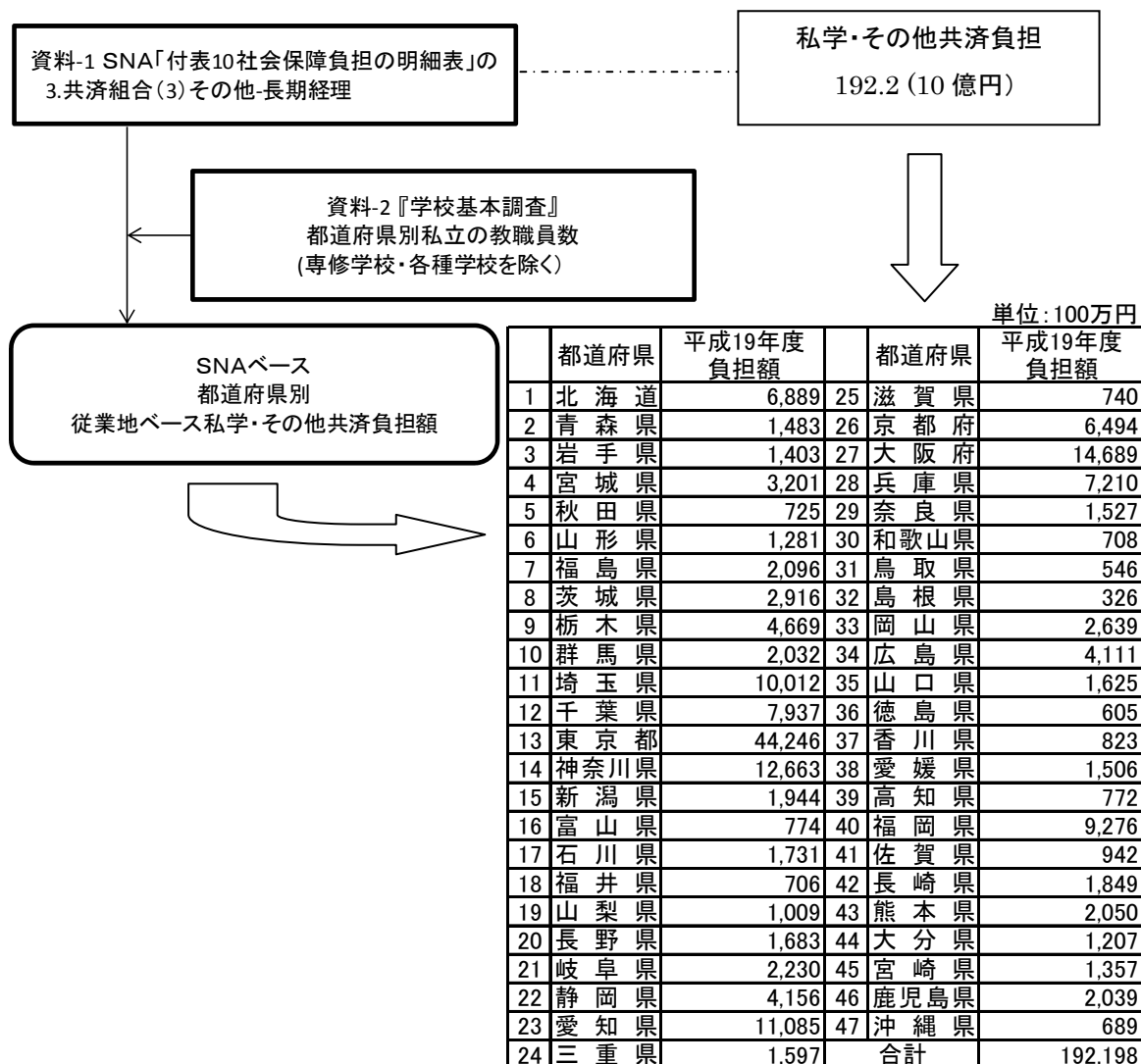
①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（3）その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料2の詳細については、1.1.5【負担】を参照。

③推計フロー



1.2.7 船員保険

【負担】

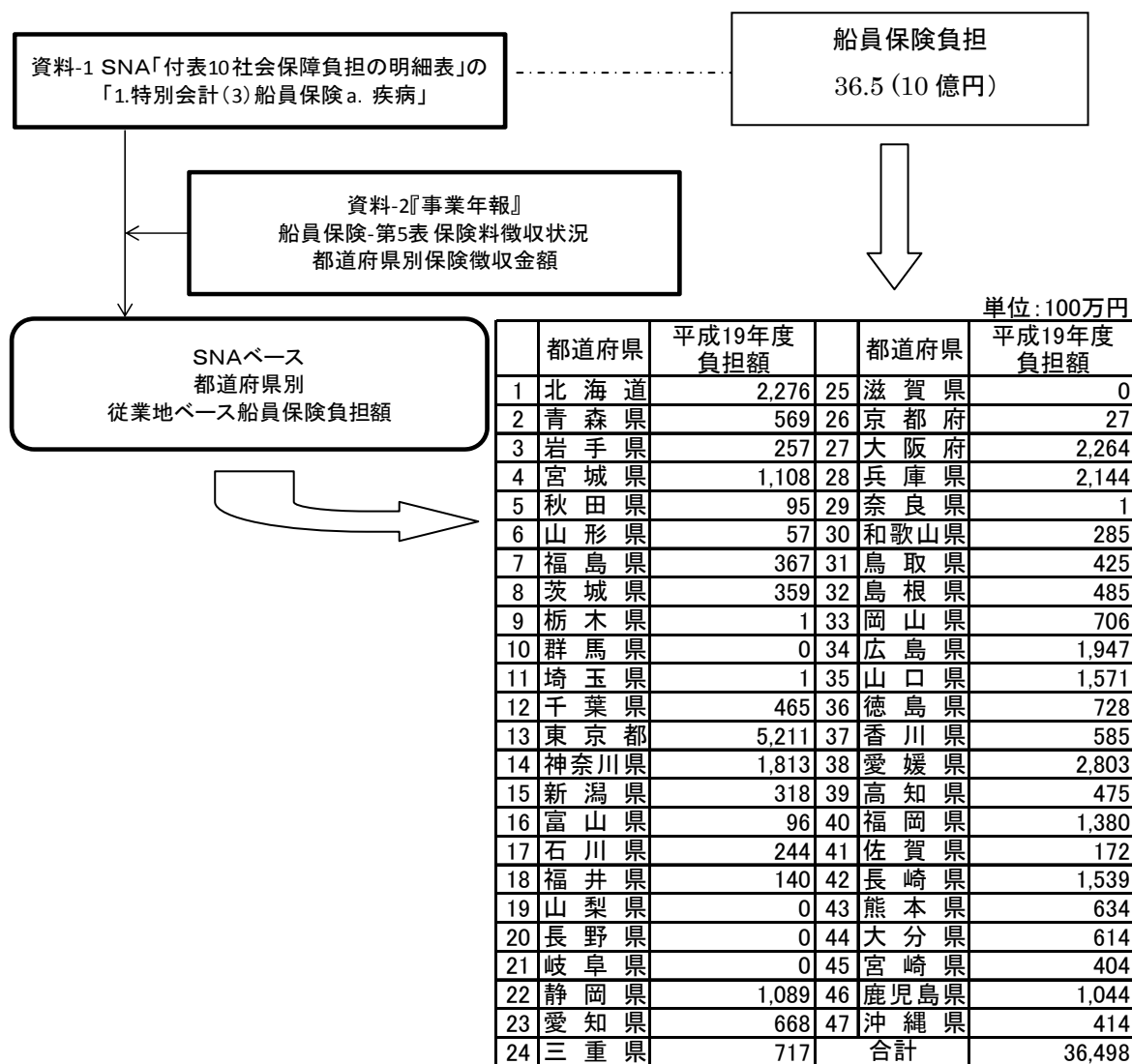
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」

②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



1.2.8 若年給付基金負担

【給付】

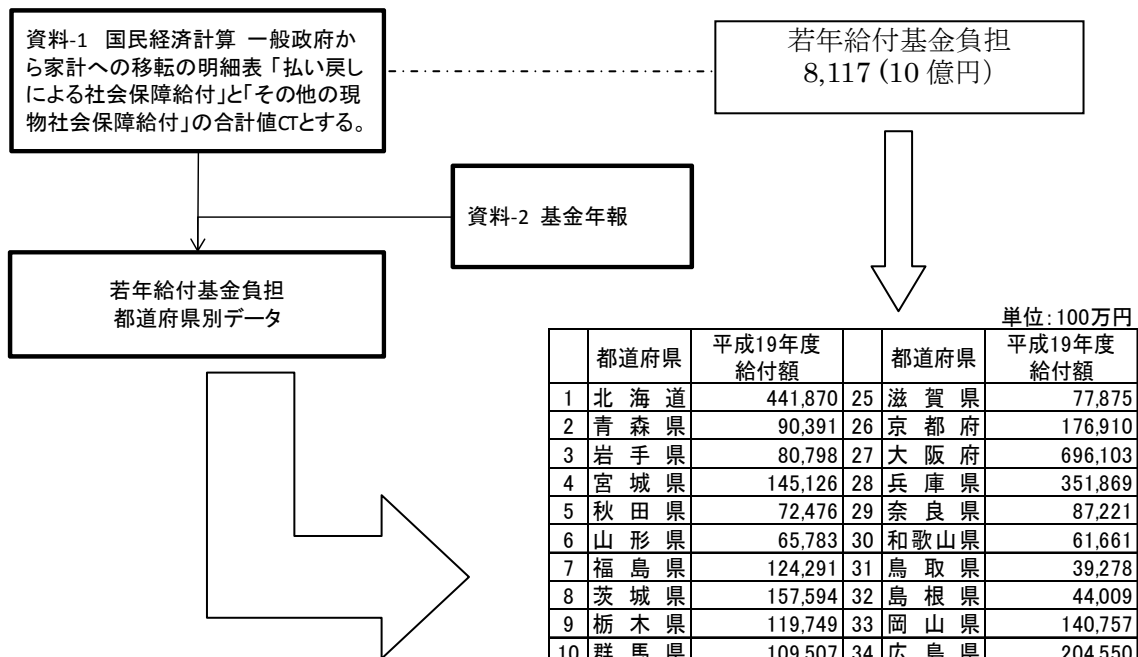
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の1.社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値
- 資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額から市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除したもの

②推計方法

- 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



注：CT はコントロール・トータルの略表記。

1.2.9 若年給付国保負担

【給付】

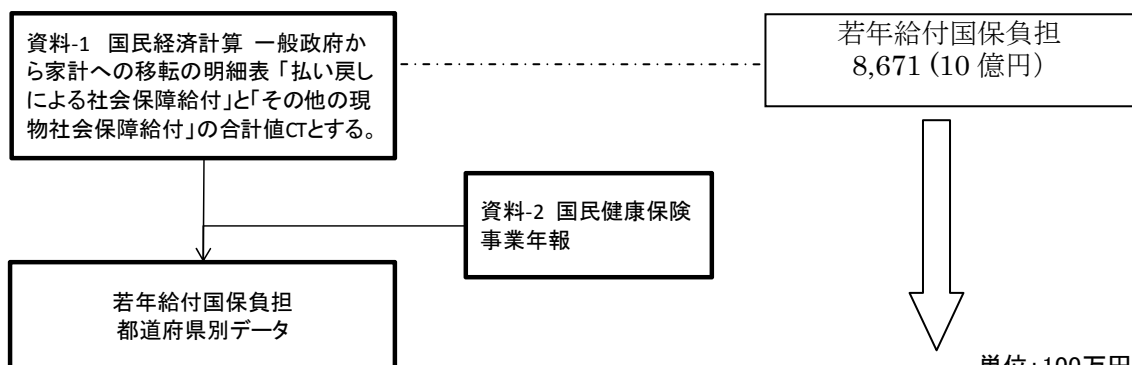
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の1.社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値
- 資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額から老人給付国保負担を控除したもの

②推計方法

- 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成19年度 給付額		都道府県	平成19年度 給付額
1	北海道	433,415	25	滋賀県	77,085
2	青森県	113,912	26	京都府	164,530
3	岩手県	94,275	27	大阪府	656,939
4	宮城県	149,907	28	兵庫県	375,304
5	秋田県	82,123	29	奈良県	91,562
6	山形県	78,278	30	和歌山県	84,166
7	福島県	138,660	31	鳥取県	39,901
8	茨城県	195,180	32	島根県	50,807
9	栃木県	131,589	33	岡山県	133,186
10	群馬県	134,819	34	広島県	207,652
11	埼玉県	436,467	35	山口県	112,198
12	千葉県	382,545	36	徳島県	59,254
13	東京都	842,858	37	香川県	72,200
14	神奈川県	541,235	38	愛媛県	109,547
15	新潟県	153,000	39	高知県	63,900
16	富山県	68,090	40	福岡県	368,748
17	石川県	79,062	41	佐賀県	66,648
18	福井県	48,754	42	長崎県	130,202
19	山梨県	58,066	43	熊本県	146,039
20	長野県	130,856	44	大分県	92,799
21	岐阜県	135,589	45	宮崎県	92,671
22	静岡県	245,200	46	鹿児島県	140,178
23	愛知県	441,188	47	沖縄県	100,577
24	三重県	119,340		合計	8,670,501

注: CTはコントロール・トータルの略表記。

1.2.10 老人給付基金負担

【給付】

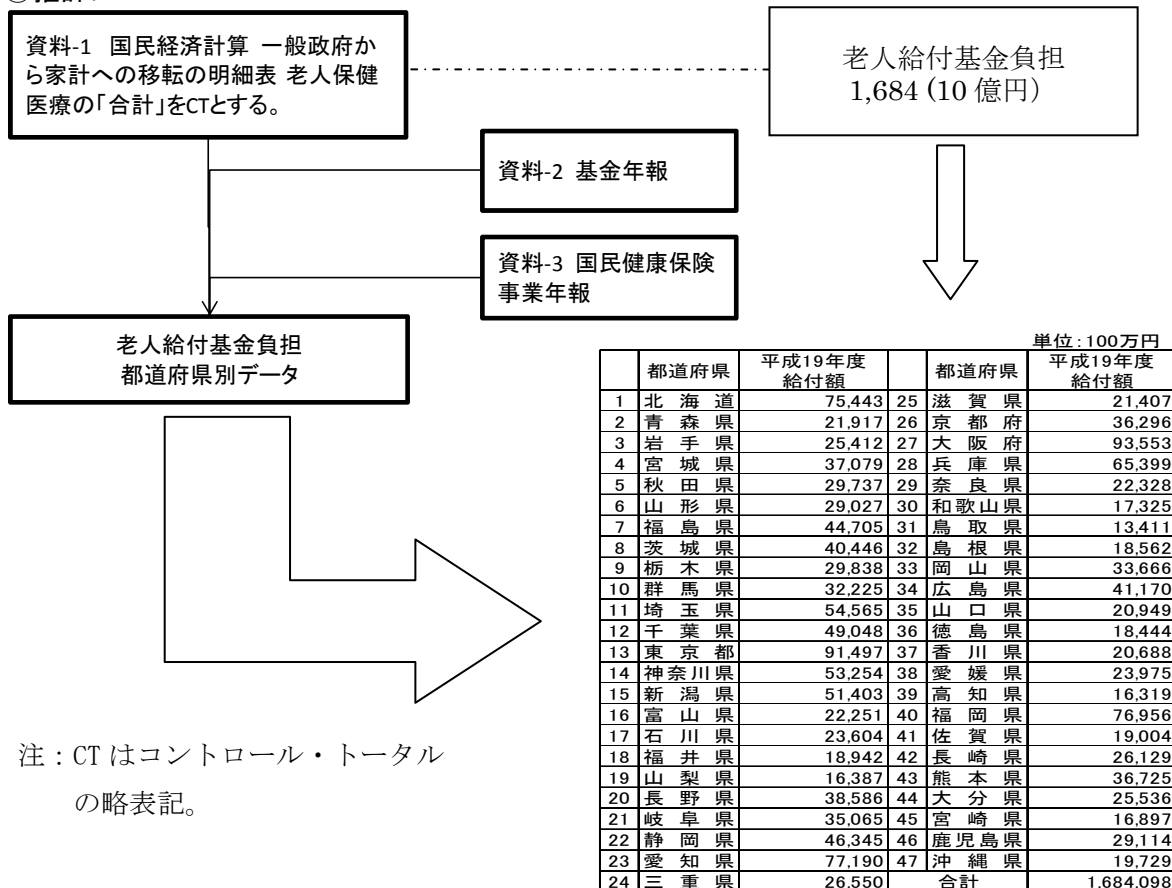
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)老人保健医療の「合計」
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-3 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その6）老人保健分 老人保健負担分

②推計方法

- ・資料-1 の「合計」を老人給付基金負担と老人給付国保負担の合計のコントロール・トータルとする（個別にはコントロール・トータルを決めずに合計値のコントロール・トータルだけを決める）。
- ・資料-2 より老人給付基金負担のデータ（按分用）を得る。
- ・資料-3 より老人給付国保負担のデータ（按分用）を得る（資料-3 の組合分は各都道府県の負担比率で割り振る）。
- ・都道府県別老人給付基金負担=コントロール・トータル×老人給付基金負担のデータ/（老人給付基金負担のデータ+老人給付国保負担のデータ）として推計する。

③推計フロー



1.2.11 老人給付国保負担

【給付】

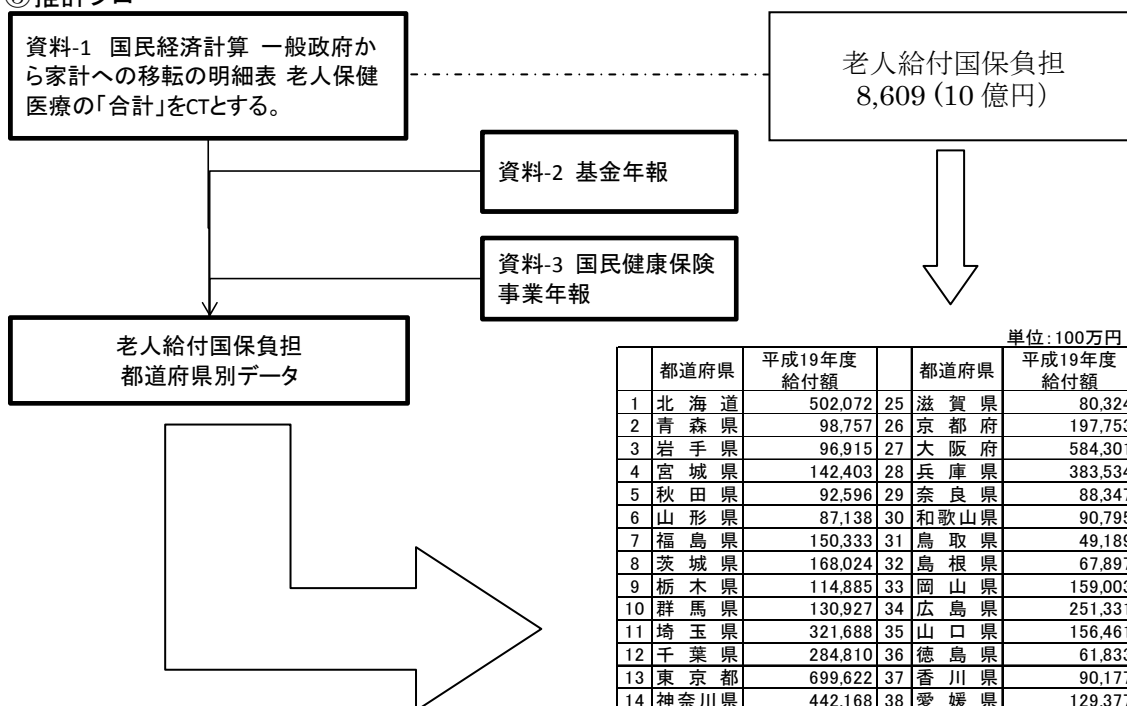
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)老人保健医療の「合計」
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-3 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その6）老人保健分 老人保健負担分

②推計方法

- ・資料-1 の「合計」を老人給付基金負担と老人給付国保負担の合計のコントロール・トータルとする（個別にはコントロール・トータルを決めずに合計値のコントロール・トータルだけを決める）。
- ・資料-2 より老人給付基金負担のデータ（按分用）を得る。
- ・資料-3 より老人給付国保負担のデータ（按分用）を得る（資料-3 の組合分は各都道府県の負担比率で割り振る）。
- ・都道府県別老人給付国保負担=コントロール・トータル×老人給付国保負担のデータ/（老人給付基金負担のデータ+老人給付国保負担のデータ）として推計する。

③推計フロー



注：CT はコントロール・トータルの略表記。

単位:100万円

	都道府県	平成19年度 給付額		都道府県	平成19年度 給付額
1	北海道	502,072	25	滋賀県	80,324
2	青森県	98,757	26	京都府	197,753
3	岩手県	96,915	27	大阪府	584,301
4	宮城県	142,403	28	兵庫県	383,534
5	秋田県	92,596	29	奈良県	88,347
6	山形県	87,138	30	和歌山県	90,795
7	福島県	150,333	31	鳥取県	49,189
8	茨城県	168,024	32	島根県	67,897
9	栃木県	114,885	33	岡山県	159,003
10	群馬県	130,927	34	広島県	251,331
11	埼玉県	321,688	35	山口県	156,461
12	千葉県	284,810	36	徳島県	61,833
13	東京都	699,622	37	香川県	90,177
14	神奈川県	442,168	38	愛媛県	129,377
15	新潟県	158,439	39	高知県	91,331
16	富山県	83,332	40	福岡県	426,262
17	石川県	91,351	41	佐賀県	72,921
18	福井県	60,121	42	長崎県	142,303
19	山梨県	59,971	43	熊本県	170,113
20	長野県	155,456	44	大分県	112,351
21	岐阜県	140,379	45	宮崎県	101,792
22	静岡県	225,275	46	鹿児島県	192,277
23	愛知県	401,684	47	沖縄県	80,401
24	三重県	120,790		合計	8,609,209

1.2.12 介護

【負担】

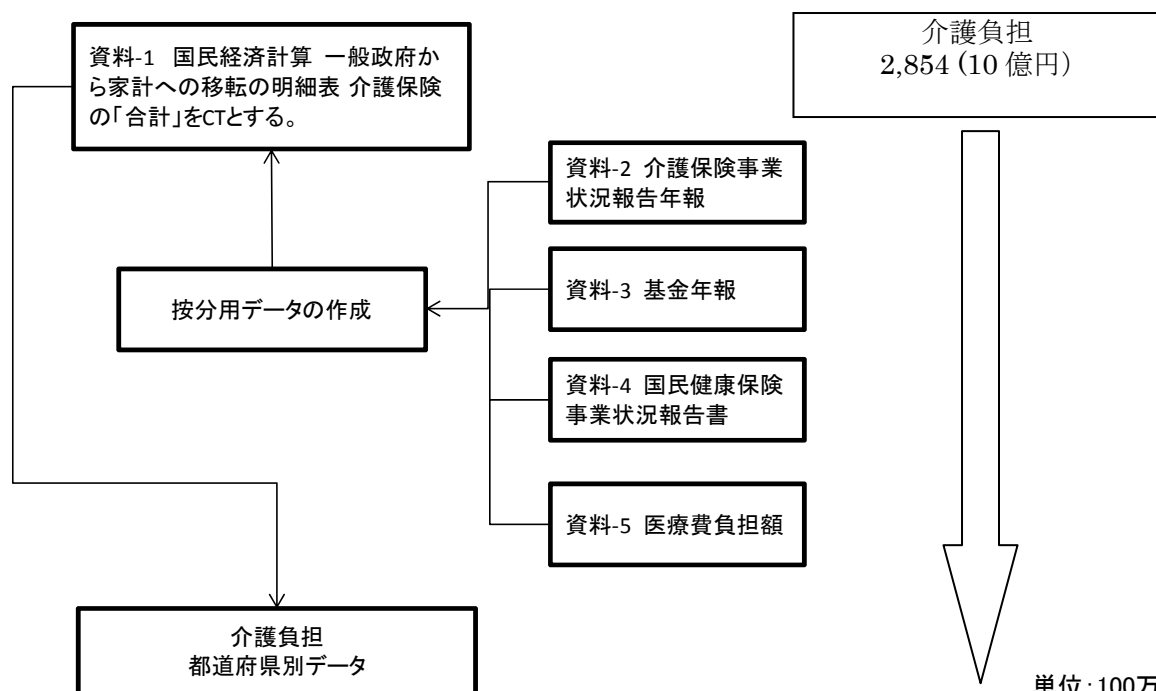
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----都道府県別保険料収納額（その2）収納額累計（第1号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第2号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B表 介護納付金（第2号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

②推計方法

- ・資料-1の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第1号被保険者負担額（資料-2）と第2号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第2号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2より第1号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4より第2号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第1号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 負担額		都道府県	平成19年度 負担額
1	北海道	115,170	25	滋賀県	27,949
2	青森県	31,303	26	京都府	60,454
3	岩手県	28,138	27	大阪府	212,966
4	宮城県	47,853	28	兵庫県	118,600
5	秋田県	25,405	29	奈良県	26,639
6	山形県	26,570	30	和歌山県	23,456
7	福島県	41,854	31	鳥取県	13,705
8	茨城県	56,859	32	島根県	17,900
9	栃木県	41,180	33	岡山県	46,363
10	群馬県	43,798	34	広島県	68,307
11	埼玉県	125,288	35	山口県	34,388
12	千葉県	104,961	36	徳島県	19,766
13	東京都	386,339	37	香川県	22,445
14	神奈川県	181,945	38	愛媛県	33,850
15	新潟県	55,173	39	高知県	17,728
16	富山県	29,167	40	福岡県	109,425
17	石川県	28,229	41	佐賀県	19,519
18	福井県	19,242	42	長崎県	34,036
19	山梨県	17,855	43	熊本県	40,411
20	長野県	49,867	44	大分県	26,570
21	岐阜県	44,900	45	宮崎県	25,193
22	静岡県	84,171	46	鹿児島県	35,810
23	愛知県	168,701	47	沖縄県	23,051
24	三重県	41,199		合計	2,853,698

注:CTはコントロール・トータルの略表記。

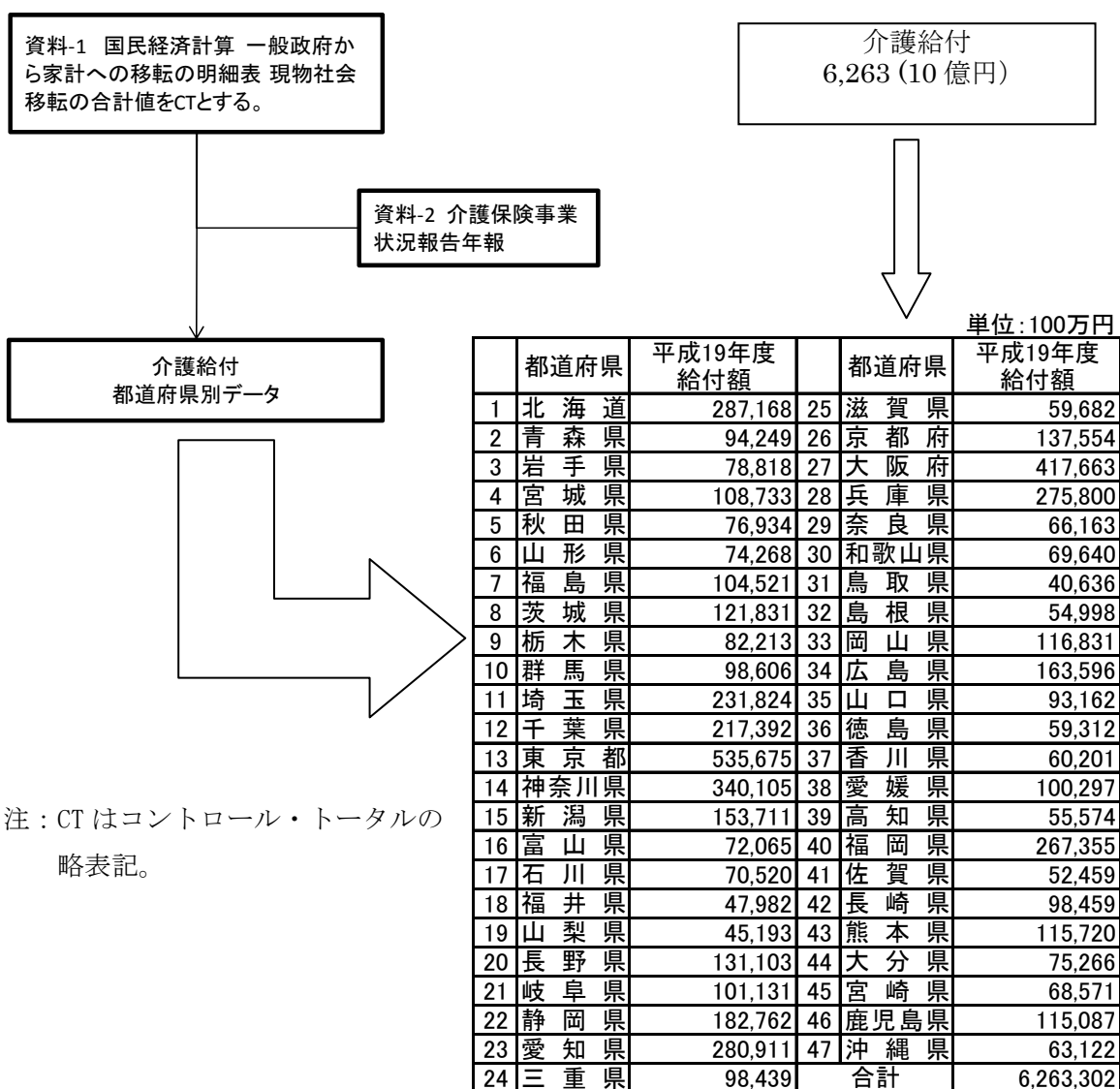
【給付】

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



1.3 税金部門

1.3.1 所得税

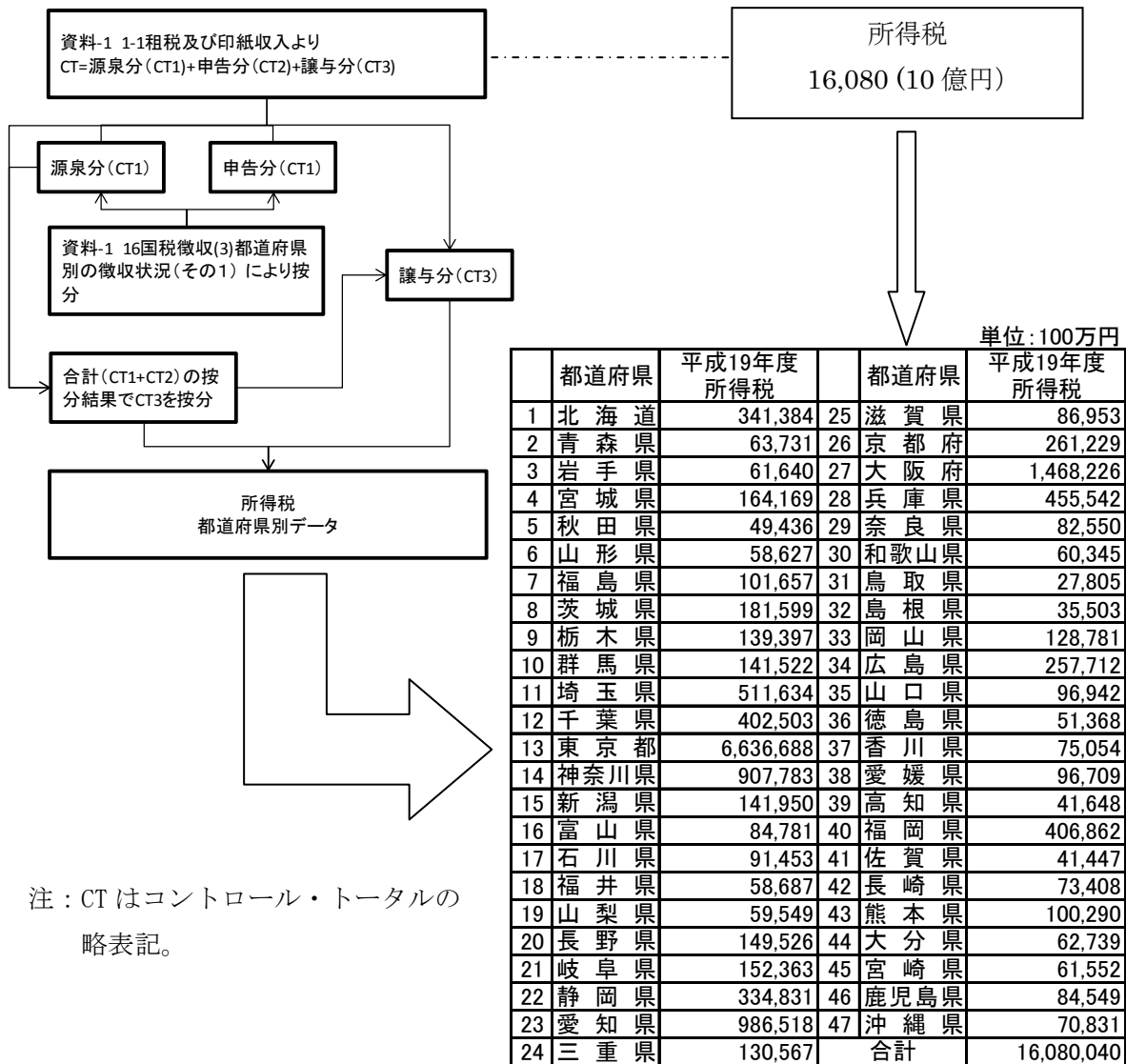
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与税）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③推計フロー



注：CTはコントロール・トータルの略表記。

1.3.2 法人税

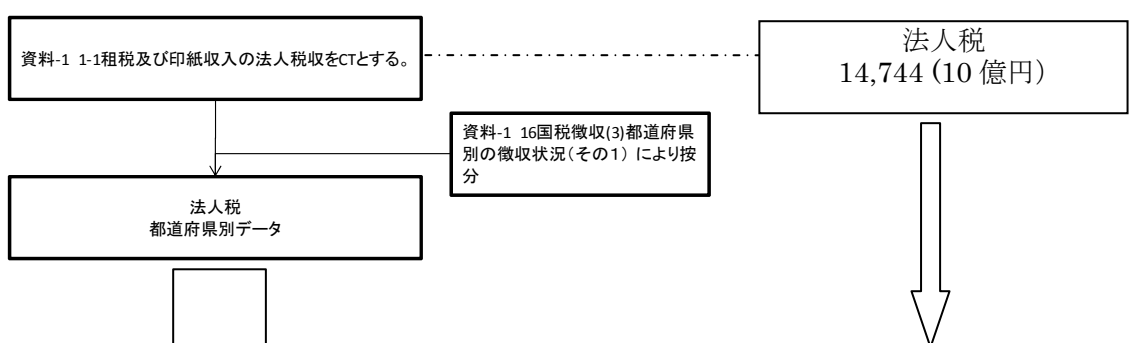
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成19年度 法人税		都道府県	平成19年度 法人税
1	北海道	178,528	25	滋賀県	79,308
2	青森県	26,509	26	京都府	304,875
3	岩手県	30,844	27	大阪府	1,584,964
4	宮城県	94,566	28	兵庫県	365,314
5	秋田県	24,139	29	奈良県	41,877
6	山形県	33,547	30	和歌山県	37,655
7	福島県	58,897	31	鳥取県	13,416
8	茨城県	106,682	32	島根県	21,496
9	栃木県	67,421	33	岡山県	105,975
10	群馬県	128,950	34	広島県	217,150
11	埼玉県	247,639	35	山口県	82,524
12	千葉県	201,986	36	徳島県	35,408
13	東京都	7,452,120	37	香川県	71,159
14	神奈川県	458,315	38	愛媛県	89,332
15	新潟県	109,410	39	高知県	20,348
16	富山県	61,281	40	福岡県	290,942
17	石川県	66,731	41	佐賀県	26,533
18	福井県	46,768	42	長崎県	39,331
19	山梨県	65,060	43	熊本県	49,365
20	長野県	97,573	44	大分県	40,910
21	岐阜県	112,962	45	宮崎県	30,160
22	静岡県	236,587	46	鹿児島県	49,387
23	愛知県	1,124,457	47	沖縄県	44,709
24	三重県	71,287		合計	14,744,397

注：CTはコントロール・トータルの略表記。

1.3.3 消費税

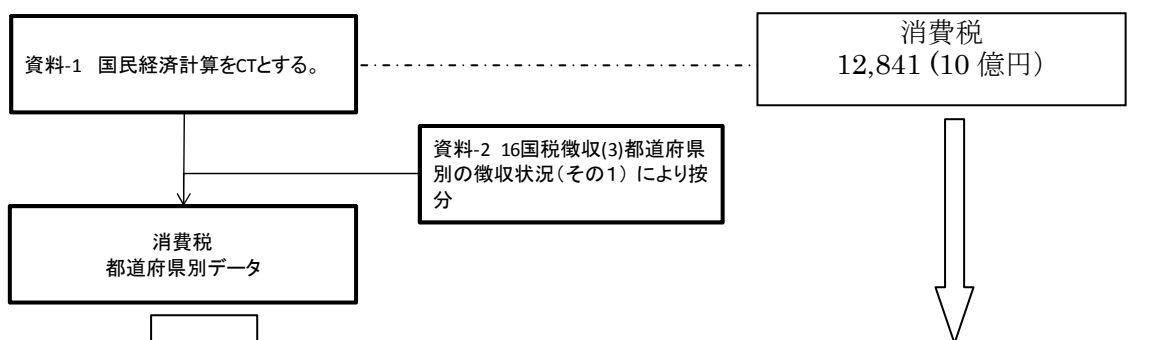
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2
の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データによ
り按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 消費税		都道府県	平成19年度 消費税
1	北海道	323,493	25	滋賀県	71,513
2	青森県	68,734	26	京都府	207,206
3	岩手県	62,300	27	大阪府	1,250,133
4	宮城県	156,334	28	兵庫県	357,809
5	秋田県	48,232	29	奈良県	49,723
6	山形県	65,306	30	和歌山県	48,326
7	福島県	108,866	31	鳥取県	28,370
8	茨城県	153,130	32	島根県	35,147
9	栃木県	115,255	33	岡山県	126,480
10	群馬県	136,220	34	広島県	229,492
11	埼玉県	342,135	35	山口県	86,345
12	千葉県	282,184	36	徳島県	38,613
13	東京都	4,913,595	37	香川県	77,597
14	神奈川県	592,162	38	愛媛県	88,468
15	新潟県	156,536	39	高知県	35,822
16	富山県	96,595	40	福岡県	370,434
17	石川県	89,380	41	佐賀県	42,574
18	福井県	60,333	42	長崎県	64,412
19	山梨県	48,014	43	熊本県	87,372
20	長野県	138,754	44	大分県	62,720
21	岐阜県	142,819	45	宮崎県	51,854
22	静岡県	273,069	46	鹿児島県	81,563
23	愛知県	810,337	47	沖縄県	59,967
24	三重県	105,373		合計	12,841,096

注：CTはコントロール・トータルの略表記。

1.3.4 自動車重量税

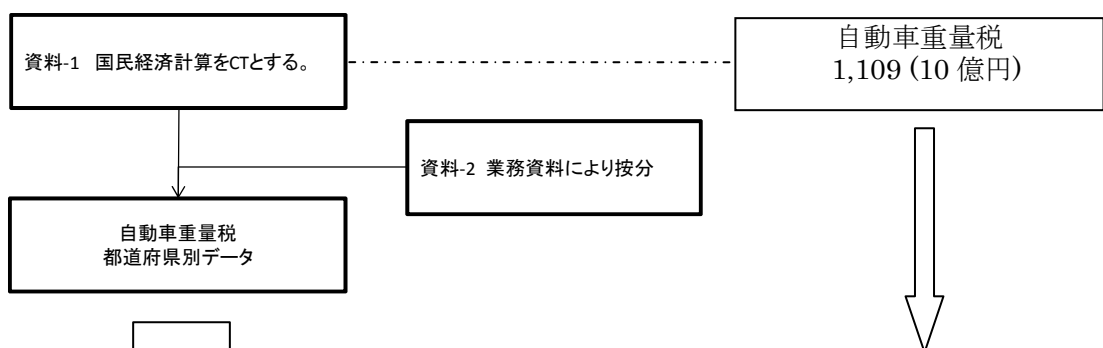
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国税庁）----内閣府の依頼により国税庁から提供されたもの

②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を2倍したものとする。
これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成19年度 自動車重量税		都道府県	平成19年度 自動車重量税
1	北海道	58,593	25	滋賀県	12,536
2	青森県	13,484	26	京都府	18,988
3	岩手県	12,846	27	大阪府	59,024
4	宮城県	22,856	28	兵庫県	40,318
5	秋田県	10,504	29	奈良県	11,048
6	山形県	11,830	30	和歌山県	8,328
7	福島県	21,616	31	鳥取県	4,914
8	茨城県	34,258	32	島根県	6,373
9	栃木県	26,723	33	岡山県	17,870
10	群馬県	23,050	34	広島県	24,281
11	埼玉県	56,121	35	山口県	12,792
12	千葉県	53,323	36	徳島県	7,611
13	東京都	79,123	37	香川県	9,333
14	神奈川県	65,829	38	愛媛県	11,594
15	新潟県	23,443	39	高知県	5,952
16	富山県	12,270	40	福岡県	42,676
17	石川県	12,335	41	佐賀県	7,001
18	福井県	8,726	42	長崎県	9,636
19	山梨県	9,095	43	熊本県	15,281
20	長野県	23,157	44	大分県	10,231
21	岐阜県	23,464	45	宮崎県	10,013
22	静岡県	39,460	46	鹿児島県	13,808
23	愛知県	79,342	47	沖縄県	9,148
24	三重県	19,596		合計	1,109,800

注：CTはコントロール・トータルの略表記。

1.3.5 輸入関税

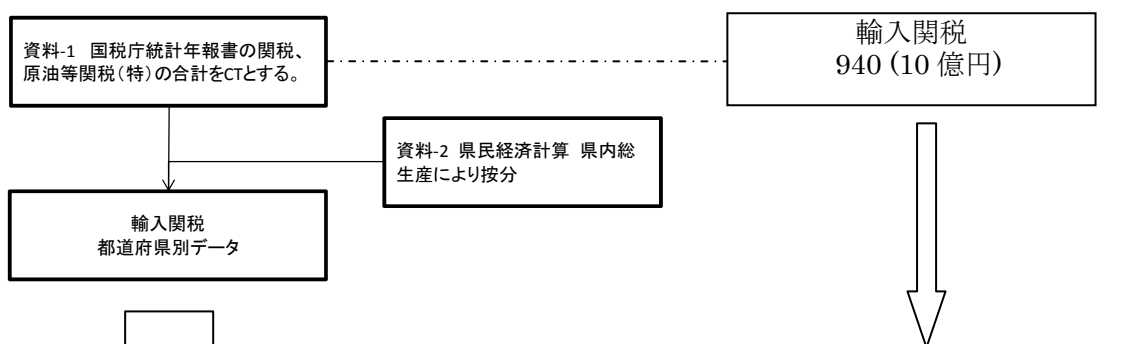
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』(国税庁) ----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質固定)

②推計方法

- ・ 輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1の関税、原油等関税(特)の合計値とする。これを資料-2のデータにより都道府県別に按分する(適切な按分資料がないため)。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 輸入関税		都道府県	平成19年度 輸入関税
1	北海道	33,114	25	滋賀県	10,927
2	青森県	7,978	26	京都府	17,656
3	岩手県	8,688	27	大阪府	69,177
4	宮城県	14,446	28	兵庫県	35,323
5	秋田県	7,199	29	奈良県	6,782
6	山形県	8,130	30	和歌山県	5,727
7	福島県	15,048	31	鳥取県	3,529
8	茨城県	20,199	32	島根県	4,406
9	栃木県	15,466	33	岡山県	13,433
10	群馬県	13,224	34	広島県	21,785
11	埼玉県	38,066	35	山口県	10,088
12	千葉県	34,496	36	徳島県	4,634
13	東京都	167,417	37	香川県	6,366
14	神奈川県	58,943	38	愛媛県	8,583
15	新潟県	15,923	39	高知県	3,894
16	富山県	8,501	40	福岡県	32,740
17	石川県	8,575	41	佐賀県	5,305
18	福井県	6,207	42	長崎県	7,681
19	山梨県	5,633	43	熊本県	10,456
20	長野県	15,728	44	大分県	8,093
21	岐阜県	13,275	45	宮崎県	6,439
22	静岡県	29,551	46	鹿児島県	9,624
23	愛知県	70,758	47	沖縄県	6,595
24	三重県	15,185		合計	940,993

注:CTはコントロール・トータルの略表記。

1.3.6 その他（税金）

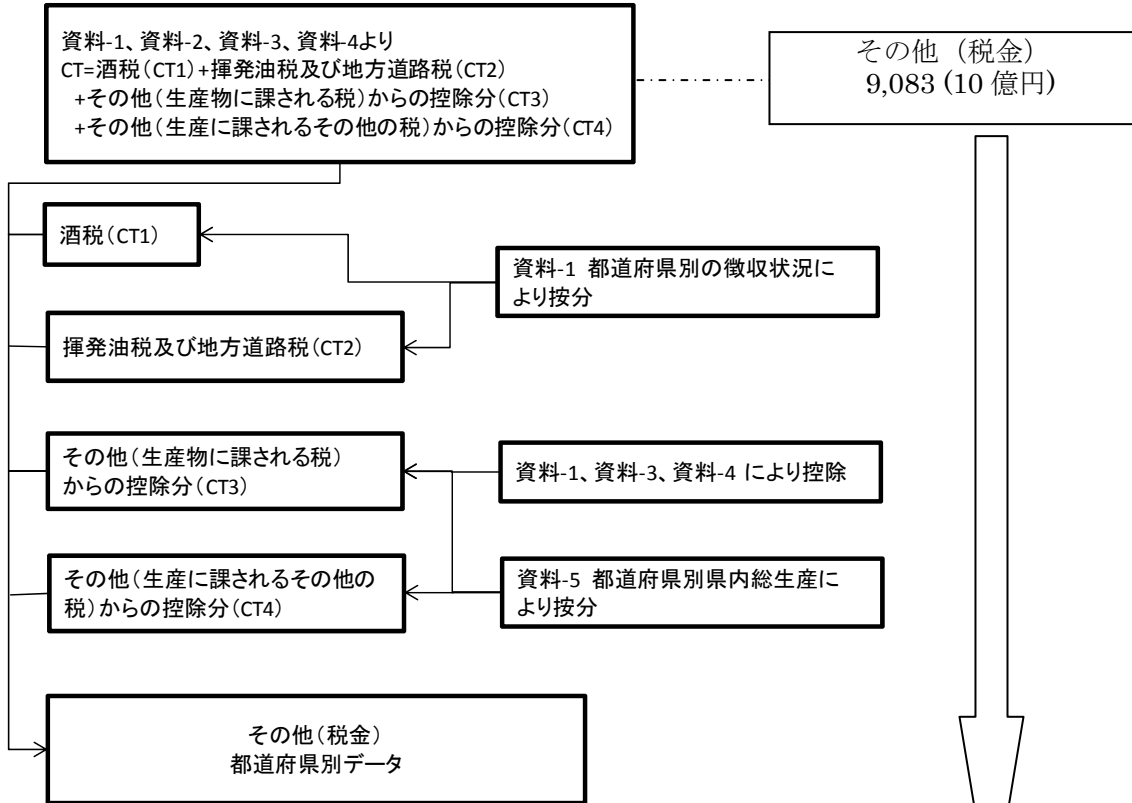
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金(3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税（中央政府）と a. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

②推計方法

- ・ その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める税金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・ 酒税は、資料-1 の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1 の徴収状況により按分する。
- ・ 揮発油税及び地方道路税は、資料-1 の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1 の徴収状況により按分する。
- ・ その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2 の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1 酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3 の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4 の省税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5 の県内総生産で按分する。
- ・ その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2 の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4 の自動車重量税の1/2、資料-3 の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5 の県内総生産で按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 その他(税金)		都道府県	平成19年度 その他(税金)
1	北海道	311,118	25	滋賀県	58,546
2	青森県	70,129	26	京都府	118,006
3	岩手県	29,784	27	大阪府	601,861
4	宮城県	223,529	28	兵庫県	253,486
5	秋田県	59,512	29	奈良県	22,884
6	山形県	36,957	30	和歌山県	137,980
7	福島県	114,082	31	鳥取県	11,816
8	茨城県	277,452	32	島根県	14,896
9	栃木県	91,593	33	岡山県	299,640
10	群馬県	81,908	34	広島県	75,675
11	埼玉県	130,044	35	山口県	305,467
12	千葉県	617,922	36	徳島県	16,308
13	東京都	1,916,604	37	香川県	93,592
14	神奈川県	943,874	38	愛媛県	110,502
15	新潟県	118,890	39	高知県	13,906
16	富山県	63,738	40	福岡県	233,169
17	石川県	41,521	41	佐賀県	22,893
18	福井県	20,850	42	長崎県	26,443
19	山梨県	22,562	43	熊本県	52,367
20	長野県	55,312	44	大分県	148,749
21	岐阜県	45,020	45	宮崎県	50,370
22	静岡県	166,895	46	鹿児島県	71,526
23	愛知県	541,135	47	沖縄県	66,165
24	三重県	296,889		合計	9,083,567

注:CTはコントロール・トータルの略表記。

1.3.7 個人住民税

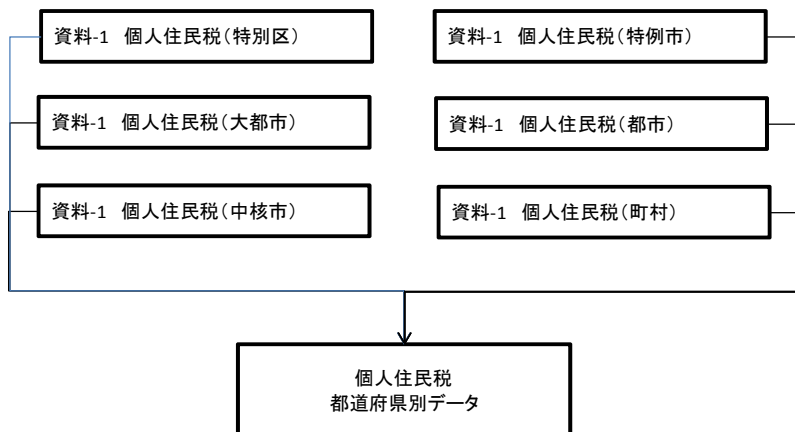
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4表 大都市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-5表 中核市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-6表 特例市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-7表 都市税目別徴収実績(都道府県別) (1)市民税（ロ）所得割、2-6-8表 町村税目別徴収実績(都道府県別) (1)市民税（ロ）所得割

②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 個人住民税		都道府県	平成19年度 個人住民税
1	北海道	395,209	25	滋賀県	126,032
2	青森県	79,859	26	京都府	238,175
3	岩手県	80,430	27	大阪府	816,052
4	宮城県	177,448	28	兵庫県	540,085
5	秋田県	63,384	29	奈良県	134,190
6	山形県	75,064	30	和歌山県	71,744
7	福島県	134,806	31	鳥取県	38,454
8	茨城県	250,129	32	島根県	47,649
9	栃木県	168,075	33	岡山県	152,506
10	群馬県	162,050	34	広島県	254,496
11	埼玉県	737,363	35	山口県	114,152
12	千葉県	658,707	36	徳島県	56,764
13	東京都	1,997,125	37	香川県	80,999
14	神奈川県	1,124,631	38	愛媛県	98,600
15	新潟県	171,820	39	高知県	49,611
16	富山県	94,849	40	福岡県	392,834
17	石川県	98,739	41	佐賀県	52,522
18	福井県	67,076	42	長崎県	88,723
19	山梨県	69,167	43	熊本県	113,019
20	長野県	169,296	44	大分県	78,010
21	岐阜県	177,538	45	宮崎県	66,719
22	静岡県	363,161	46	鹿児島県	100,640
23	愛知県	817,056	47	沖縄県	70,968
24	三重県	163,652		合計	12,079,578

1.3.8 法人住民税

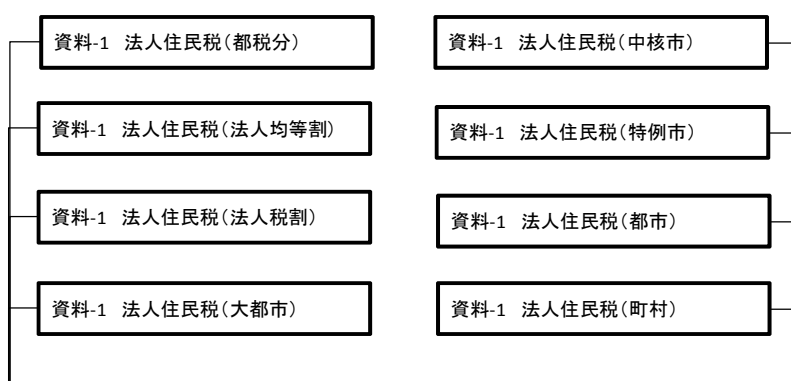
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ----2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別) (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割

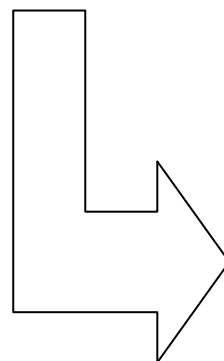
②推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位:100万円

	都道府県	平成19年度 法人住民税		都道府県	平成19年度 法人住民税
1	北海道	95,635	25	滋賀県	44,545
2	青森県	20,913	26	京都府	77,015
3	岩手県	21,852	27	大阪府	361,656
4	宮城県	52,384	28	兵庫県	126,858
5	秋田県	17,702	29	奈良県	19,759
6	山形県	20,281	30	和歌山県	18,076
7	福島県	43,029	31	鳥取県	8,882
8	茨城県	88,516	32	島根県	10,985
9	栃木県	62,073	33	岡山県	52,904
10	群馬県	53,517	34	広島県	84,846
11	埼玉県	143,786	35	山口県	39,508
12	千葉県	126,285	36	徳島県	16,927
13	東京都	1,229,211	37	香川県	27,061
14	神奈川県	229,504	38	愛媛県	34,579
15	新潟県	51,815	39	高知県	10,670
16	富山県	26,743	40	福岡県	125,884
17	石川県	31,479	41	佐賀県	16,417
18	福井県	23,442	42	長崎県	19,465
19	山梨県	25,520	43	熊本県	33,078
20	長野県	50,697	44	大分県	23,412
21	岐阜県	45,223	45	宮崎県	16,590
22	静岡県	112,625	46	鹿児島県	26,138
23	愛知県	363,023	47	沖縄県	16,463
24	三重県	51,260		合計	4,198,233

1.3.9 その他の経常税（非法人）

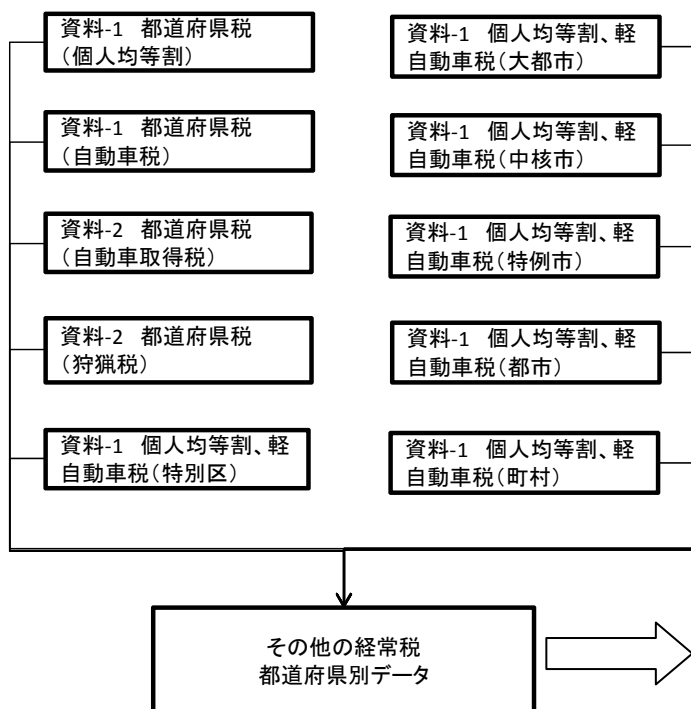
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績（1）道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績（都道府県別）及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績（都道府県別）より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税

②推計方法

- 法人住民税は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成19年度 その他の 経常税		都道府県	平成19年度 その他の 経常税
1	北海道	64,438	25	滋賀県	16,656
2	青森県	15,013	26	京都府	24,438
3	岩手県	15,994	27	大阪府	75,202
4	宮城県	26,937	28	兵庫県	57,061
5	秋田県	12,677	29	奈良県	14,663
6	山形県	14,667	30	和歌山県	10,820
7	福島県	26,115	31	鳥取県	6,530
8	茨城県	40,595	32	島根県	8,044
9	栃木県	28,891	33	岡山県	22,975
10	群馬県	28,924	34	広島県	31,302
11	埼玉県	76,658	35	山口県	16,857
12	千葉県	65,432	36	徳島県	9,066
13	東京都	109,886	37	香川県	11,582
14	神奈川県	88,777	38	愛媛県	14,926
15	新潟県	28,568	39	高知県	7,840
16	富山県	14,781	40	福岡県	51,796
17	石川県	15,174	41	佐賀県	9,104
18	福井県	10,587	42	長崎県	12,889
19	山梨県	11,302	43	熊本県	19,489
20	長野県	28,661	44	大分県	13,036
21	岐阜県	28,269	45	宮崎県	12,267
22	静岡県	49,623	46	鹿児島県	17,160
23	愛知県	98,550	47	沖縄県	11,537
24	三重県	24,429		合計	1,400,188

1.3.10 生産に課される税（その他）

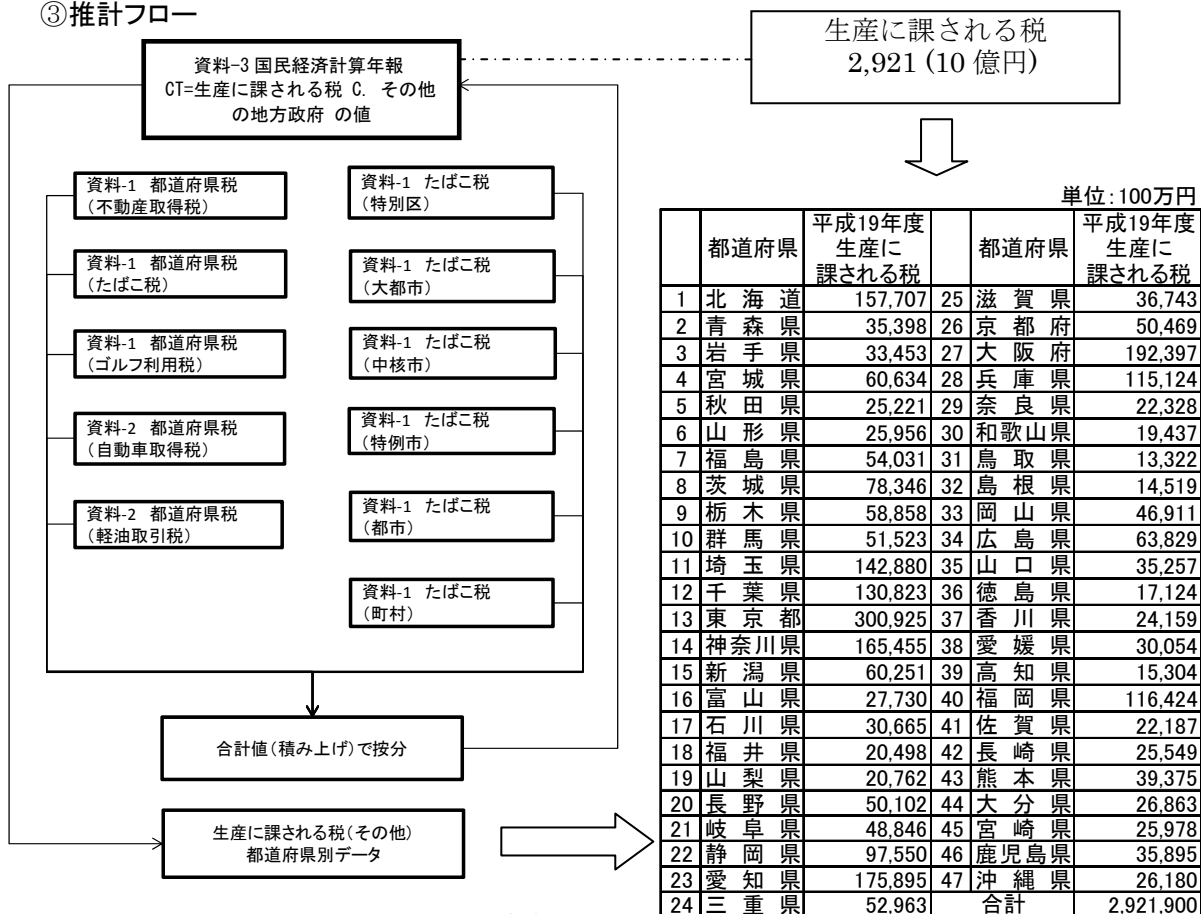
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績（4）不動産取得税（5）道府県たばこ税（6）ゴルフ場利用、1.総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6の6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税 C. その他「地方政府」の値

②推計方法

- 生産に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③推計フロー



1.3.11 生産に課されるその他の税

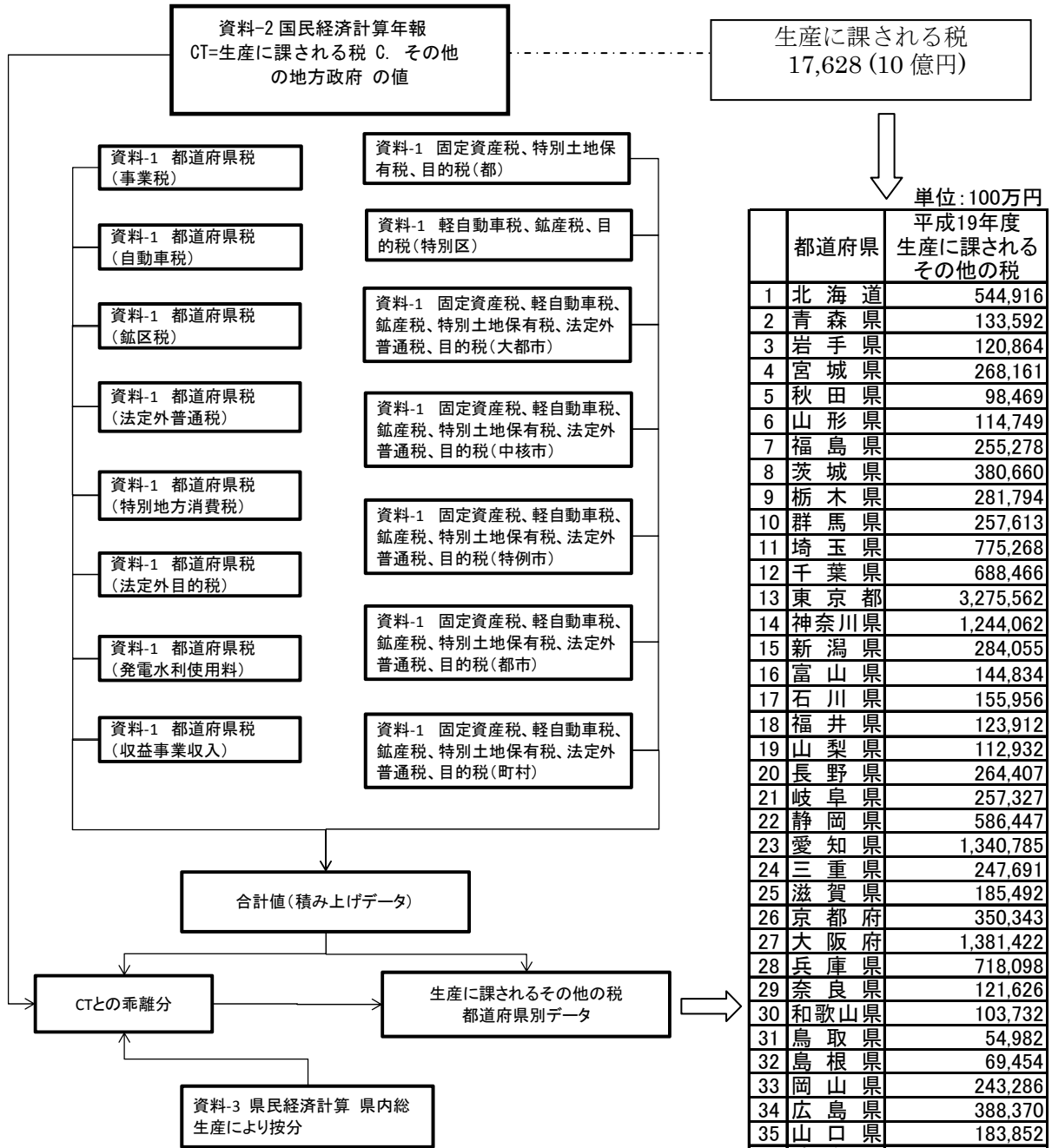
①使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』(総務省) ---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税,自動車税,鉦区税,法定外普通税,特別地方消費税,法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税,特別土地保有税,目的税,軽自動車税特別区),鉦産税(特別区),目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税,軽自動車税,鉦産税,特別土地保有税,法定外普通税,目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』(内閣府) ----付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』(内閣府) ---- 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質固定)

②推計方法

- ・ 生産に課される税(その他)は、生産に課されるその他の税=都道府県税(事業税+自動車税の 1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入)+市町村税(固定資産税+軽自動車税の 1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税)である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・ 資料-3 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

③推計フロー



	都道府県	平成19年度 生産に課される その他の税
1	北海道	544,916
2	青森県	133,592
3	岩手県	120,864
4	宮城県	268,161
5	秋田県	98,469
6	山形県	114,749
7	福島県	255,278
8	茨城県	380,660
9	栃木県	281,794
10	群馬県	257,613
11	埼玉県	775,268
12	千葉県	688,466
13	東京都	3,275,562
14	神奈川県	1,244,062
15	新潟県	284,055
16	富山県	144,834
17	石川県	155,956
18	福井県	123,912
19	山梨県	112,932
20	長野県	264,407
21	岐阜県	257,327
22	静岡県	586,447
23	愛知県	1,340,785
24	三重県	247,691
25	滋賀県	185,492
26	京都府	350,343
27	大阪府	1,381,422
28	兵庫県	718,098
29	奈良県	121,626
30	和歌山県	103,732
31	鳥取県	54,982
32	島根県	69,454
33	岡山県	243,286
34	広島県	388,370
35	山口県	183,852
36	徳島県	90,236
37	香川県	112,431
38	愛媛県	156,221
39	高知県	66,979
40	福岡県	597,361
41	佐賀県	82,377
42	長崎県	119,008
43	熊本県	165,005
44	大分県	129,951
45	宮崎県	97,586
46	鹿児島県	148,833
47	沖縄県	103,957
	合計	17,628,402

注: CTはコントロール・トータルの略表記。

1.4 県民経済計算

【1996～2007 年度】

①系列名

実質・名目移出、実質・名目移入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目在庫純増、実質・名目その他の最終需要就業者数、雇用人報酬、名目政府消費、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----3.県民所得、4.県内総生産（支出側、名目）、5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6.県民雇用人報酬、12.県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8.一般政府の目的別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストック

③推計方法

- ・ 基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、実質移出、実質移入、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・ 実質移出、実質移入は、愛知県のみ実質値が公表されていない。そこで、公表されている名目値を、他の46都道府県のインプリシットデフレーター（名目値/実質値）の算術平均で実質化したものを推計値とする。
- ・ 固定資本減耗（政府）は、『国民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料 推計方法
実質移出	県民経済計算 5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）財貨・サービスの移出。愛知県は実質値が公表されていないので、公表されている名目値を他の46都道府県のインプリシットデフレーターの算術平均値で実質化したものを推計値とする。
実質移入	県民経済計算 5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）財貨・サービスの移入。愛知県は実質値が公表されていないので、公表されている名目値を他の47都道府県のインプリシットデフレーターの算術平均値で実質化したものを推計値とする。
都道府県実質GDP	県民経済計算 5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式） 県内総生産 =実質民間企業設備+実質民間住宅+実質公的資本形成+実質政府消費+実質民間消費+その他の最終需要+実質移出-実質移入（※在庫純増が明示的に含んでいないことに注意。在庫純増は、「その他の最終需要」に含んでいる。
実質GDP	=都道府県実質GDPの合計＝地域GDPの合計
実質民間企業設備	県民経済計算 5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式） 民間企業設備。

系列名	推計資料 推計方法
実質民間住宅	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間住宅。
実質公的資本形成	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 公的総固定資本形成。
実質政府消費	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 政府最終消費支出。
実質民間消費	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 民間最終消費支出。
実質在庫純増	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 在庫品増加。
実質その他の最終需要	=都道府県実質GDP-実質民間企業設備-実質民間住宅-実質公的資本形成-実質政府消費-実質移出+実質移入-実質民間消費。
実質統計上の不突合	県民経済計算 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式) 統計上の不突合。
名目移出	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 財貨・サービスの移出。
名目移入	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 財貨・サービスの移入。
都道府県名目GDP	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 県内総生産。
名目GDP	=都道府県名目GDPの合計=地域GDPの合計
名目民間企業設備	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 民間企業設備。
名目民間住宅	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 民間住宅。
名目公的資本形成	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 公的総固定資本形成。
名目公的資本形成 (うち一般政府)	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 公的総固定資本形成(うち一般政府)。
名目政府消費	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 政府最終消費支出。
名目民間消費	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 民間最終消費支出。
名目在庫純増	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 在庫品増加。
名目その他の最終需要	=都道府県名目GDP-名目民間企業設備-名目民間住宅-名目公的資本形成-名目政府消費-実質移出+実質移入-実質民間消費。
名目統計上の不突合	県民経済計算 4.県内総生産(支出側、名目) 統計上の不突合。
就業者数	県民経済計算 12.県内就業者数。
雇用者報酬	県民経済計算 6.県民雇用者報酬。
財産所得(家計)	県民経済計算 3.県民所得 家計。
固定資本減耗	CTを国民経済計算の付表8.一般政府の目的別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する。

【1980～1995 年度】

①系列名

実質・名目移出、実質・名目移入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目在庫純増、実質・名目その他の最終需要就業者数、雇用人報酬、名目政府消費、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----平成 8ー平成 18 年度（93SNA 平成 12 年基準）
- ・資料-2 『旧基準係数』（内閣府）----平成 2ー平成 15 年度（93SNA 平成 7 年基準）
- ・資料-3 『旧基準係数』（内閣府）----昭和 50ー平成 11 年度（68SNA 平成 2 年基準）

③推計方法

- ・ 遡及推計にあたり、まず各系列の 96-06 年度（93SNA 平成 12 年基準）、90-03 年度（93SNA 平成 7 年基準）、80-99 年度（68SNA 平成 2 年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- ・ 93SNA 平成 7 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 90-95 年度のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03 年度までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／93SNA 平成 7 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 93SNA 平成 7 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- ・ 68SNA 平成 2 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 80-89 年度のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99 年度までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／68SNA 平成 2 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 68SNA 平成 2 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

1.5 都道府県別の民間企業資本ストック

(1) 本推計の概要

本推計は、前年度調査で平成 18 年度まで推計された都道府県別民間企業資本ストックデータを、1 期延長推計し、平成 19 年度まで更新することを目的としている。

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、「民間企業資本ストック年報」（内閣府）の新設投資額に整合するように都道府県別の平成 19 年度新設投資額を平成 18 年度新設投資額から各種の関連統計から延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

(2) 都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

(a) 民間企業資本ストックの範囲

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

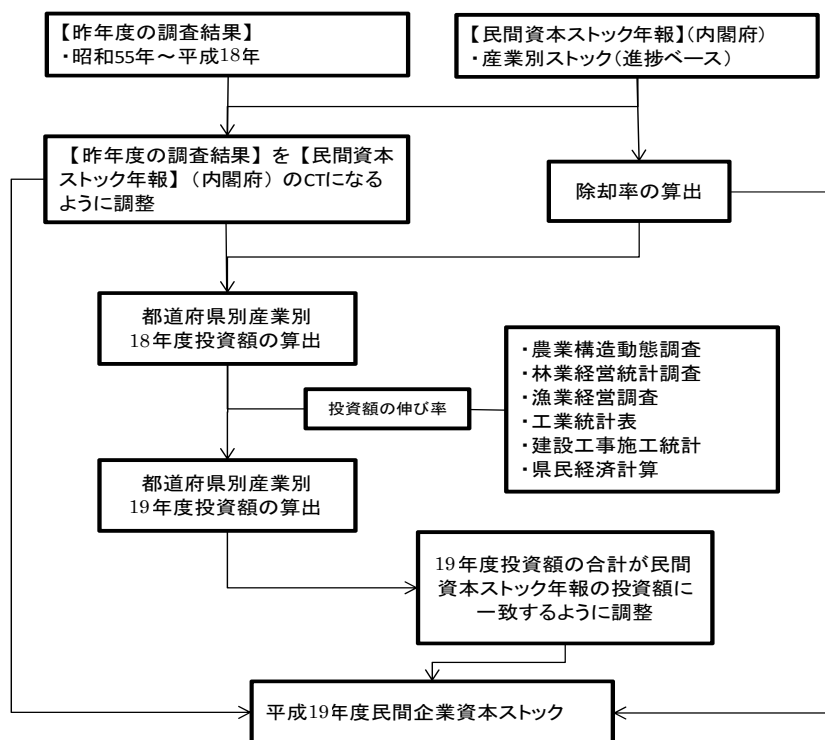
- ・ 農林水産業
- ・ 鉱業
- ・ 建設業
- ・ 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）
- ・ 卸売・小売業
- ・ 金融・保険業
- ・ 不動産業
- ・ 運輸・通信業
- ・ 電気・ガス・水道業
- ・ サービス業

なお、平成 18 年度の推計では、平成 17 年度までのデータにおいて、産業別の都道府県合計が公表されている「民間企業資本ストック年報」（内閣府）の進捗ベース、取付ベース、4 半期の平均のいずれにも一致していないため、17 年度までのデータを「民間資本ストック年報」進捗ベース（年度）に一致し、都道府県の構成比率が変わらないように按分して求める。

(b) 推計資料(表中の年を更新)

	資料名	延長指標	備考
農業	総農家数:平成18年農業構造動態調査(農林水産省)	1農家当たり固定資本購入(増資)×総農家数	1農家当たり固定資本購入(増資)は、昨年度調査と同様に平成15年度の値を使用(データがないため)。
林業	固定資本購入費:平成18年林業経営統計調査(原木費、機械修繕費)(農林水産省)	1林家当たり固定資本購入費×総林家数	総林家数は、平成17年度の値を使用(林家数は、5年毎の調査であるため)。
水産業(漁家)	固定資産:平成18年漁業経営調査報告(農林水産省)	海区別漁家平均固定資産期首現在高×海面漁家数	海面漁家数は、昨年度調査と同様に平成15年度の値を使用(漁家数は5年毎の調査であるため)。
水産業(企業体)	固定資産:平成18年漁業経営調査報告(農林水産省)	期首有形固定資産(全国平均)×海区別・県別企業体数	固定資産は昨年データを据え置き(漁業経営調査では、18年度調査より調査区分(家族経営、雇用型経営が廃止)が変更されたため)。企業体数は、昨年度調査と同様に平成15年度の値を使用(5年毎の調査であるため)。
水産業(内水面漁業養殖業)	固定資産:平成18年漁業経営調査報告(農林水産省)	動力1T未満の期首固定資産×内水面養殖・湖沼漁業経営体数	固定資産は昨年データを据え置き(漁業経営調査では、18年度調査より調査方法が変わり同種データがないため)。経営体数は、昨年度調査と同様に平成15年度の値を使用(5年毎の調査であるため)。
鉱業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 鉱業県内総生産	
建設業	建設工事施工統計(国土交通省)	元請完成工事高	
製造業	工業統計表(産業編)(経済産業省)	有形固定資産額取得額(土地以外のもの)「建物及び構築物」、「機械及び装置」、「その他」の合計額	
卸売・小売業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 卸売・小売業県内総生産	
金融・保険業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 金融・保険業県内総生産	
不動産業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 不動産業県内総生産	
運輸・通信業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 運輸・通信業県内総生産	
電気・ガス・水道業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 電気・ガス・水道業県内総生産	
サービス業	県民経済計算(内閣府)	都道府県別 サービス業県内総生産	

(c) 推計フロー



注：CTはコントロール・トータルの略表記。

(d) 計算式

● 当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{当期除却率} = 1 - \frac{\text{当期ストック} - \text{当期新設投資額}}{\text{前期ストック}}$$

● 18年度投資額

都道府県別産業別

$$18\text{年度投資額} = 18\text{年度ストック} - (1 - \text{除却率}) \times 17\text{年度ストック}$$

● 19年度投資額

都道府県別産業別

$$19\text{年度投資額} = 19\text{年度投資額計(内閣府)}$$

$$\times \frac{18\text{年度投資額} \times \text{延長指標伸び率}}{\sum_{\text{都道府県}} 18\text{年度投資額} \times \text{延長指標伸び率}}$$

● 19年度ストック

都道府県別産業別

$$19\text{年度ストック} = (1 - \text{除却率}) \times 18\text{年度ストック} + 19\text{年度投資額}$$

1.6 都道府県別の社会資本ストック

1.6.1 推計方法の概要

(1) 本推計の概要

本推計は、前年度調査で平成 18 年度まで推計された都道府県別社会資本ストックデータを、1 期延長推計し、平成 19 年度まで更新することを目的としている。

都道府県別社会資本ストックは、下記の「道路」「港湾」「空港」等の国土基盤分野について、まず新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」を用いて都道府県別に按分し、これらのデータを基に分野ごとに資本ストックを計算して推計する。

前年度調査における社会資本ストックの推計では、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成 17 年度）を更新する形を採っており、平成 15 年度までの再現部については、国土交通省総合政策局総合政策課の平成 16 年度の推計結果と国土交通省国土計画局総合計画局の平成 13 年度及び 14 年度推計のデータ更新したものを、「行政投資実績」の過年度の都道府県別投資比率で、都道府県に按分し、それ以降の平成 16～18 年度については、国土計画局の推計方針を基に、新たに入手可能なデータについては、入手することにより推計を行っている。本推計でも、既存調査との整合性を図るため、この前年度の推計方法を踏襲する。

(2) 都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

(a) 社会資本ストックの範囲

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- ・ 交通分野（道路、港湾、空港）
- ・ 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- ・ 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- ・ 文教分野（社会教育、学校）
- ・ 産業分野（農林漁業、工業用水）

(b) 価格評価

設備投資及び資本ストックは、平成 12 年基準価格で評価する。

(c) 都道府県別公共投資の把握

都道府県別社会資本ストックは、上記の国土基盤分野について、新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」で都道府県別に按分して得た都道府県データから計算して推計する。

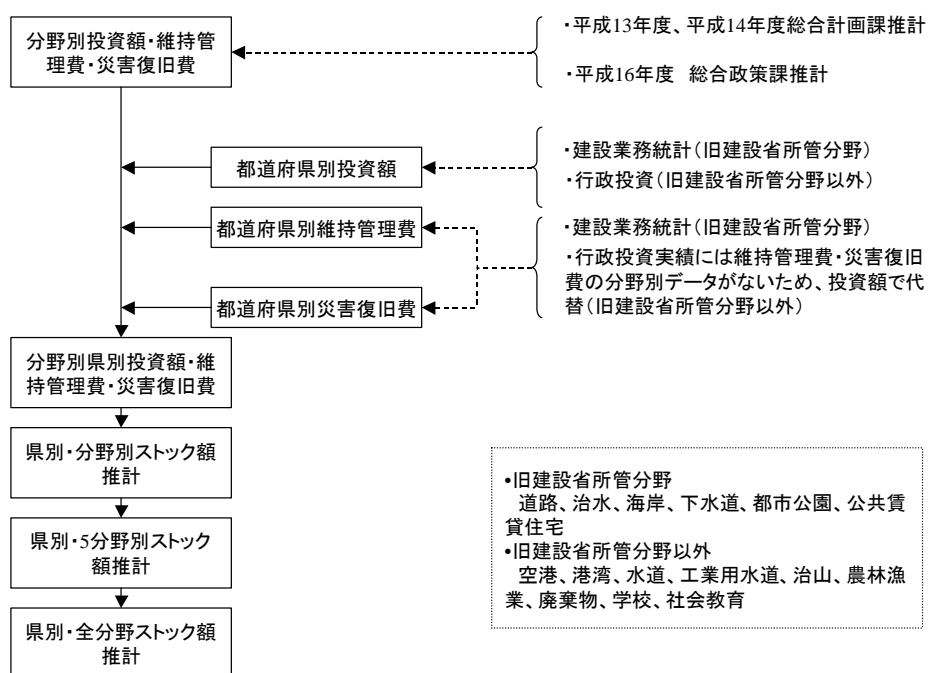
全国値の把握は、後述するように各種統計から行うが、都道府県別への按分は、国土交通省所管分野（港湾・航空を除く）については「建設業務統計」（国土交通省）、それ以外の分野については「行政投資実績」（総務省）の投資額の構成比率を用いる。

なお、「行政投資実績」（総務省）からは、公共部門の設備投資を都道府県別に毎年度横並びで捕捉することができる。しかし、この統計では用地補償費や維持管理費が投資額から分離できない他、たとえば「道路」なら橋梁や舗装等の個別分野に細分化して見るには限界があり、このためこの統計を用いた場合には、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の推計、平成16年度の同総合政策課の推計に比べ精度が落ちることになる。このため、国土交通省所轄分野（港湾・空港を除く）については、「建設業務統計」を採用している。

(3) 推計手順

推計のフローは以下のとおりである。なお、本調査では既存の推計を利用し、データを更新する形で行う。

図表 1-1 県別・分野別推計のフロー



(4) 推計式

推計には以下の各式を用いている。

【新設費の推計式】

$$N_t = L_t - R_t - M_t - B_t$$

N_t : 新設費

L_t : 投資余力

(実績値最終年度(今回の推計の場合は2007年度)の維持管理費+新設費+更新費+災害復旧費の合計値)

R_t : 更新費

M_t : 維持管理費

B_t : 災害復旧費

t : データの所属する年度

【更新費の推計式】

$$R_t = N_{t-n} + R_{t-n}$$

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

【維持管理費の推計式】

各資本分野の当期の該当する維持管理費の合計。ただし、治山は治水のストック額に対する維持管理費の割合を当てはめて推計。また、農林水は新設費に一定割合を乗じて推計(参考資料の分野別推計の方法を参照)。

【災害復旧費の推計式】

各資本分野で、災害復旧費を過去の実績値の平均値で求めている場合と、災害復旧費が小額のため想定していない場合ことがある。各分野の取り扱いについては参考資料の分野別推計の方法を参照のこと。

【ストック額の推計式】

$$K_t = K_{t-1} + N_t + R_t + B_{\frac{n}{2}, t} - (N_{t-n} + R_{t-n} + B_{t-n})$$

K_t : 当年度のストック額

N_t : 当年度の新設費

R_t : 当年度の更新費

$B_{\frac{n}{2}, t}$: 耐用年数の半分の年数が経過した際に災害復旧が生じたと仮定し、その差分を調整するための項

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

B_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の災害復旧費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

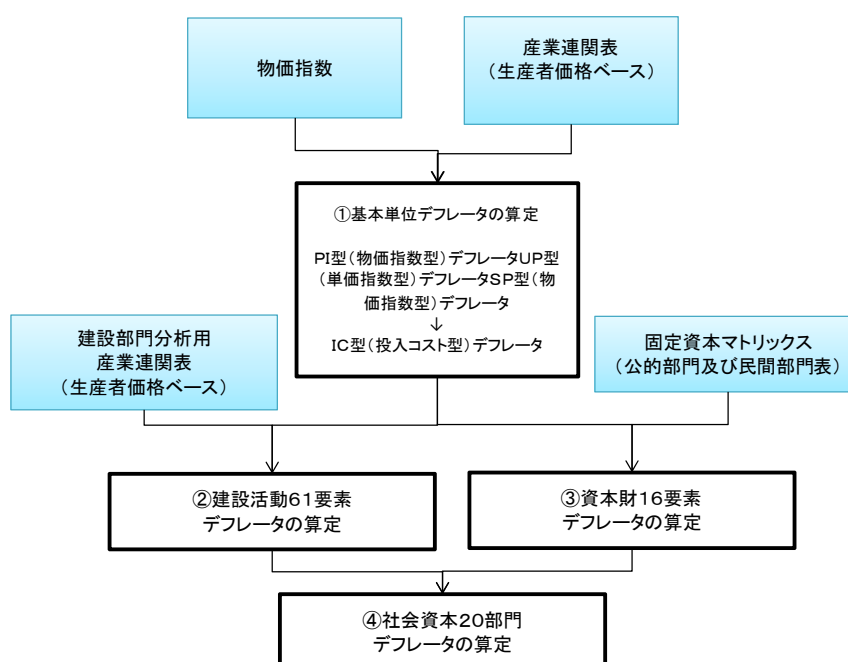
(5) デフレーター

新設費・更新費・災害普及費の実質化に用いるデフレータの推計方法は、「日本の社会資本」に掲載されている手法に従う。

なお、平成15年度までのデフレーターについては、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成17年度）と同様に、内閣府発行の「日本の社会資本」の推計で用いられている数値をそのまま採用する。

なお、前年度推計した平成18年度の推計結果についても、19年度の推計と併せ一部見直しを行う。

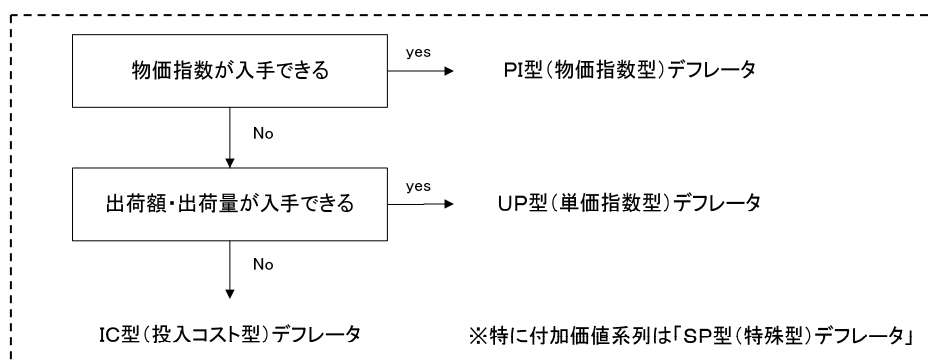
図表 1-2 デフレーター算定の流れ



(a) 基本単位デフレータの算定

基本単位デフレータは、その財の特徴や既存物価統計の有無等に応じ、物価指数型（PI型）、単価指数型（UP型）、投入コスト型（IC型）及び特殊型（SP型）の4種類の中のいずれかによって、1次統計資料から算定する。

図表 1-3 基本単位デフレータの算定手法



基本単位デフレータの算定に必要なデータは以下の通りである。

図表 1-4 デフレータ推計に用いる1次統計資料

	出典	暦年 公表	年度 公表	備考
農業物価統計（API）	農林水産省統計情報部	◎		平成8年から暦年。当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
消費者物価指数統計年報（CPI）	総務省統計局	◎		品目別指数は暦年ベースのみ。当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
The NUCLEAR Review	米 TRADE TECH 社	—	—	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。ただし、平成16年度以降は、燃料棒がIC型に変更したため、使用していない。
企業物価指数（CGPI） 輸入物価指数 輸出物価指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。（税込値） なお、企業物価指数（CGPI）は2007年10月まで2000年基準、それ以降は2005年基準だが、当デフレータでは基準変更は行わず、2000年基準で延長する。
東京都区部一般汚水使用料	東京都下水道局広報係	—	—	実績ベース（月次） 4月から翌年3月までの平均。
機械統計年報	経済産業省経済産業政策局	◎	◎	時系列データは年度ベースのデータを適用。平成12年基準変換のために、平成12暦年データを適用。
経済統計年報	日本銀行調査統計局			
国内銀行貸付金利			◎	
1年物定期預金			◎	
全国証券取引売買		◎		
全国手形交換		◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
工業統計表	経済産業省経済産業政策局	◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
電通広告年鑑	(株)電通		◎	
交通関連統計資料集(旧「陸運統計要覧」等から統合)	国土交通省		◎	当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。

各算定方法は以下の通りである。

- **PI型(物価指数型)デフレーター**の算定…………… 得られたデータをそのまま採用。
- **UP型(単価指数型)デフレーター**の算定…………… 出荷量と出荷額から単体量あたりの価格を算定し、指数化。
- **IC型(投入コスト型)デフレーター**の算定
投入コスト型デフレーターは、単位生産当たりの投入コストの変化を当該財の価格の変化とみなすもので、名目生産者価格ベースの産業連関表の投入額をウェイトとして計算する。具体的には、投入額が上位 10 品目以内かつ投入係数が 1%以上の投入要素(中間財、労働サービス、資本サービス)について、下式のように推計する。

【基本パターン】の計算

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

【投入品目に未知の IC型デフレーターを含むパターン】の計算

$$\begin{bmatrix} D_1 \\ D_2 \\ \dots \\ D_n \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} I - \begin{bmatrix} b_{1,1} & b_{1,2} & \dots & b_{1,n} \\ b_{2,1} & b_{2,2} & \dots & b_{2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n,1} & b_{n,2} & \dots & b_{n,n} \end{bmatrix}^t \end{bmatrix}^{-1} \begin{bmatrix} b_{n+1,1} & b_{n+1,2} & \dots & b_{n+1,n} \\ b_{n+2,1} & b_{n+2,2} & \dots & b_{n+2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n+m,1} & b_{n+m,2} & \dots & b_{n+m,n} \end{bmatrix}^t \begin{bmatrix} d_1 \\ d_2 \\ \dots \\ d_m \end{bmatrix}$$

ただし、 $b_{i,j} = \frac{a_{i,j}}{\sum_{k=1}^{m+n} a_{k,j}}$

D_i : デフレーター未知である*i*財のデフレーター

d_i : デフレーター既知である*i*財のデフレーター

a_{ij} : *j*部門の*i*財の投入係数

■ **SP型デフレーター**の算定

図表 1-5 SP型デフレーター

SP型基本単位デフレーター	算定方法
公的金融(帰属利子)	全国銀行貸付金利、1年物定期預金、国内企業物価指数(旧国内卸売物価指数)
民間金融(帰属利子)	
公的金融(手数料)	全国証券取引売買、全国手形交換、国内企業物価指数(旧国内卸売物価指数)
民間金融(手数料)	
賃金・俸給	単位労働者の単位時間あたりの現金給与額 = 現金給与総額指数 / 総実労働時間指数
社会保険料	
その他の給与及び手当	

営業余剰	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
資本減耗引当	木造住宅、非木造非住宅、鉱山・土木建設機械、運搬機械、その他の自動車、その他の機械・同部品、理化学機械デフレータの合成
間接税	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
経常補助金	

(b) 建設活動 6 1 要素デフレータ及び資本財 1 6 要素デフレータの算定

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

d_i : 基本単位デフレータ (i=1 ~ 1 7 9 建設活動、 \neq 1 ~ 6 8 : 資本財)

$a_{i,j}$: 建設活動 j に対する品目 i の投入係数 (\neq 1 ~ 6 1 : 建設活動)

資本財 j に対する品目 i の投入係数 (\neq 1 ~ 1 6 : 資本財)

D_j : 建設活動 j のデフレータまたは資本財 j のデフレータ

(c) 2 0 部門デフレータの算定

建設活動 6 1 要素デフレータ及び資本財 1 6 要素デフレータを、投資構成をウェイトとして合成し、算出する。

1.6.2 分野別新設費・災害復旧費・更新費の全国値の推計

(1) 道路分野

①推計の対象

道路分野の推計対象を、「道路改良」、「橋梁整備」、「舗装新設」の3小分野とする。

②推計に用いたデータ

「道路統計年報」の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する以下のデータを使用。

図表 1-6 道路分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1949年度 ～1951年 度	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 改良費	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 維持修繕費	
1952年度 ～1954年 度	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 改良費	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 維持修繕費	
1955年度 ～1965年 度	一般道路事業（直轄）の 道路改良、橋梁整備、舗装新設 一般道路事業（国庫補助、地方単独）の	一般道路事業 （直轄、国庫補助、地方単独）の 橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持	
1965年度 ～2007年 度	道路改良、橋梁整備、舗装新設、特殊改良		一般道路事業 （直轄、国庫補助、地方単独）の 道路災害、橋梁災害
備考	1970年度以降は用地補償費の実績値を按分して、1970年より前は推計により用地補償費を投資額より抜いている。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	その他修繕を道路の修繕とみなし、維持を道路、橋梁、舗装に按分している。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	用地補償費の実績値を按分して用地補償費を災害復旧費から抜いている。

③耐用年数

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計と一致させており、道路局へのヒアリングに基づいている。

道路... 60年、橋梁... 60年、舗装... 10年

(2) 港湾分野

①推計の対象

港湾分野の推計対象を、「交通施設」、「係留施設」、「その他」の3小分野とする。

②推計に用いたデータ

国土交通省港湾局の港湾施設の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する下表のデータを使用。

ただし、2004年度以降については、これらの資料が入手できないことから、「港湾整備特別会計」（決算書）の「港湾整備勘定」及び「特定港湾施設工事勘定」の事業費の合計を、新規改良費・維持補修費・災害復旧費で按分したものをデータとして使用している。

図表 1-7 港湾分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1875年度 ～2003年度	「交通施設」、「係留施設」、「その他」とも国土交通省港湾局提供資料のうち、 新規改良費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、「その他」とも国土交通省港湾局提供資料のうち、 維持補修費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、「その他」とも国土交通省港湾局提供資料のうち、 災害復旧費 を利用
備考	港湾局の原典は、高橋宏直、後藤文子、横田弘[2005]「港湾施設の維持補修・更新費の将来推計」国総研資料 257号 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm)		

③耐用年数

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させている。

- 交通施設 . . . 60年
- 係留施設 . . . 50年
- その他 . . . なし

(3) 空港分野

①推計の対象

空港分野の推計対象を、「航空路」、「空港」の2小分野とする。なお、航空路は航空保安施設などを含み、また空港は滑走路等を含むものである。

②推計に用いたデータ

1971年以降について、港湾分野の建設費、維持管理費、災害復旧費に関する以下のデータを、国土交通省航空局から入手して使用。ただし、成田空港、関西空港、中部空港に該当する金額については、特殊会社になっていることを鑑み、推計の対象から除外。

なお、2004年度以降については、これらの資料が入手できないことから、「空港整備特別会計」（決算書）の事業費の合計を新設・改良費とみなし、それを「航空路」と「空港」の比率で按分したものをデータとして使用。このとき、「災害復旧費」については2000年度から2003年度までの期間同様にゼロとする。

図表 1-8 空港分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1971年度 ～2007年 度	空港： 国土交通省航空局資料 「 空港の整備に係る総投資額 」 航空路： 国土交通省航空局資料 「 航空保安施設の整備に係る総投資額 」	空港： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 国内空港維持費 」、「 国際空港維持費 」 より対象外空港分を除いた額 航空路： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 航空路施設維持費 」	内閣府「日本の社会 資本」のデータを用 いる
備考	<p>(空港維持費の算出方法)</p> <p>①: 空港等維持運営費より国内空港維持費、国際空港維持費を抜き出す。(予算額については、別添電子データの国土交通省所管予算参考書(地方航空局、空港整備特別会計編)を参照。②、⑤、⑥においても同様。)</p> <p>②: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中①の割合分を抜き出す。</p> <p>③: ①と②を合算。(=羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場に係る年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>④: 二種b空港及び三種空港に係る維持管理投資の推定値を③に加えるため、以下の計算をおこなう。(旅客数については、別添電子データの空港管理状況調書を参照。なお、旅客データについては、直近10年のものを用いることとする。)</p> <p>$\text{③} \times (\text{全空港の旅客数} - \text{成田空港、関西国際空港の旅客数}) / \text{羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場の旅客数}$</p> <p>(=全空港(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑤: 空港等維持運営費より航空路施設維持費を抜き出す。</p> <p>⑥: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中⑤の割合分を抜き出す。</p> <p>⑦: ⑤と⑥を合算。(=航空路施設の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑧: ④と⑦を合算。(=全空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>* 2種b空港は、旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部の5つの空港である。</p>		

③耐用年数

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させており、航空局へのヒアリングを実施した結果である。

航空路... 9年、空港 ... 50年

(4) 住宅分野

① 推計の対象

推計対象を、国、地方公共団体が管轄している賃貸住宅と地方住宅供給公社が管轄している賃貸施設を対象とする。なお、地方住宅供給公社が管轄している賃貸住宅については、前年度調査同様に対象外とする。

② 推計に用いたデータ

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計している。

新設・更新費、維持管理費、災害復旧費として使用したデータの「建設業務統計年報」における名称は以下のとおりである。

図表 1-9 住宅分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 国庫補助 ①公営住宅計 ②公営住宅建設推進計 ③特定有料賃貸住宅計 ④住宅地区改良計 ※用地先行取得費、用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①賃貸住宅新設改良計 ②住宅地区改良新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く 3) 地方住宅供給公社 ①賃貸住宅 (前年度調査から対象外) ②賃貸施設 ※用地造成費、用地費、補償費を除く	1) 地方単独 ①賃貸住宅維持補修計 ②住宅地区改良維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 国庫補助 ①公営住宅計 ※用地費、補償費を除く

※2004年～2007年はデータが公表されていないため2003年の値を用いる。

③ 耐用年数

前回の推計では、一律に「54年」に設定したが、本推計では、建設年度による技術革新等の影響を考慮し、着工年度により、以下のように設定する。

- 1950年代以前着工： 31年
- 1960年代着工： 41年
- 1970年代以降着工： 61年

(5) 都市公園分野

①推計の対象

本推計における対象を、国、地方公共団体が管轄している都市公園とする。

②推計に用いたデータ

投資額のデータには「建設業務統計年報」（1959～2003年度）を使用。ただし、1958年度以前については、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計。

また、建設業務統計では、直轄の維持管理費は新設改良費に含まれて計上されていることから、前回以前まではこれを新設改良費と見なして扱っていたが、前年度調査から、維持管理費分を切り分け、別の費用として推計を行っている。1996年～2003年の維持管理費については、国土交通省からデータを入手することができたためこれを用いているが、1995年以前については、1996～2003年の新設改良費と維持管理費の比率の平均値で按分している。

図表 1-10 都市公園分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 地方単独 ①都市公園維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園計 ※公有財産購入費、補償金を除く

※2004年度～2007年度についてはデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

③耐用年数

従来推計と同様に、一律で43年と設定する。

(6) 下水道分野

①推計の対象

下水道分野の推計対象を、「管きよ」、「処理場」の2小分野とする。

②推計に用いたデータ

「下水道統計」（（社団法人日本下水道協会）を推計のデータとして用いる。下水道統計において新設・更新費、維持管理費、災害復旧費とした費目ないしその推計方法は下表のとおりである。

図表 1-11 下水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1953年度 ～1966年度	新設改良費（事務費、工事費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	維持費（事務費、作業費、補修費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	内閣府「日本の社会資本」 ※2004年度から2006年度は2003年度以前のデータの平均値とする。
1967年度 ～1977年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （管きよ、処理場）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1978年度 ～1985年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1985年度 ～2007年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （工事費計）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 （管路、ポンプ場、処理場、その他）をそれぞれ「管路」、「ポンプ場」と「その他」の一部を「管きよ」に、「処理場」と「その他」の一部を「処理場」に割り振る	

③耐用年数

耐用年数は、従来どおり、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省都市整備局下水道部へのヒアリングを基に、同総合政策課の推計方法と一致させている。

管きよ...60年

処理場...33年

(7) 治水分野

①推計の対象

治水分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している河川、ダム、砂防、治水機械とする。

②推計に用いたデータ

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」のデータを「建設業務統計年報」の1960～2000年度までの河川、ダム、砂防、治水機械の平均比率で按分して推計している。

図表 1-12 治水分野における推計に用いたデータ

小分野	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
河川	1) 直轄+国庫補助 ①河川新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川計 ※補償金を除く
河川総合開発(ダム)	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発新設改良計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発維持補修計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発計 ※用地費、補償費を除く
砂防	1) 直轄+国庫補助 ①砂防新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防計 ※補償金を除く
治水機械	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械購入 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械修理 ※用地費、補償費を除く	

※2004年度～2007年度はデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

③耐用年数

耐用年数を、河川、河川総合開発（ダム）、砂防、治水機械別に、従来どおり以下のように設定する。

- 河川： 設定せず
- 河川総合開発： 80年
- 砂防： 67年
- 治水機械： 7年

(8) 海岸分野

①推計の対象

海外分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している海岸保全施設整備、海岸環境整備等とする。

②推計に用いたデータ

投資額は「海岸統計」（国土交通省河川局、1961～2007年度）のデータを用いる。1960年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1960年度ストック額から割り戻して推計している。

図表 1-13 海岸分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄 ①直轄海岸保全施設整備事業 2) 補助 ①高潮対策事業 ②侵食対策事業 ③局部改良事業 ④海岸環境整備事業 ⑤海域浄化対策事業 ⑥公有地造成護岸等整備事業 ⑦津波・高潮危機管理対策緊急事業(2006年度から) ※用地費、補償費は無視 3) 地方単独 ①単独事業費	1) 直轄 ①直轄海岸維持管理 ※沖ノ鳥島関連。前回推計では含めていなかった。 2) 補助 ①補修事業 3) 地方単独 ①単独補修費 ②単独維持管理費	1) 直轄 ①直轄海岸災害復旧事業 2) 補助 ①補助海岸復旧事業 3) 地方単独 ①単独災害費

③耐用年数

従来と同じく、一律で 50年 と設定する。

(9) 廃棄物分野

①推計の対象

廃棄物分野の推計対象を、廃棄物処理施設及びし尿処理施設における中間処理施設、最終処分場、収集運搬施設とする。なお、収集運搬施設は、2006年度以前の中間処理施設、最終処分施設の一部を組みかえて新たに設けられた費目であり、合計では従来の枠組みから変更がない。

②推計に用いたデータ

投資額は、「日本の廃棄物」(環境省)をデータとして用いる。なお、各年度とも基本的に「日本の廃棄物」から以下の項目を収集しているが、年代によっては、旧厚生白書からのデータを使用している。

図表 1-14 廃棄物分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場、収集運搬施設の工事費	廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場の維持管理費	推計に反映させていない

③耐用年数

耐用年数は、25年と設定する。なお、耐用年数を25年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査結果に従ったものである。

(10)水道分野

①推計の対象

水道分野の推計対象を、地方自治体で水道事業を営んでいる地方公営企業の上水道事業及び用水供給事業とする。

②推計に用いたデータ

投資額は、「水道統計」（厚生労働省）のデータを用いる。

図表 1-15 水道分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1961年度 ～2000年度	『水道統計』のうち、「新設・拡張事業費」、「改良事業費」	『水道統計』のうち、上水道事業・用水供給事業の「人件費」、「動力費」、「修繕費」、「薬品費」を対象にする。	『日本の社会資本』の数値を使用する。
1961年度 ～2007年度			※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前データの25年間の平均値を用いる。

③耐用年数

耐用年数は一律39年と設定する。なお、39年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査時に厚生省（当時）にヒアリングを行った結果、決定したものである。

(11)工業用水道分野

①推計の対象

工業用水分野の推計対象を、地方公共団体等が所有・管轄している工業用水道事業とする

②使用データ

投資額は、「地方公営企業年鑑」（総務省）から、工業用水事業について、下表の費目を抽出して用いる。

図表 1-16 工業用水道分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～2007年度	『公営企業年鑑』の「建設改良費」から「職員給与費」と「建設利息」を差し引いたもの	『公営企業年鑑』の経常経費のうち「職員給与費」、「動力費」、「修繕費」、「材料費」、「薬品費」、「路面復旧費」を足した数値	災害復旧費はデータが公表されていないため考慮していない。

③耐用年数

耐用年数を37年とする。なお、37年に設定したのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省国土計画局の調査において、経済産業省にヒアリングを行った結果に従ったものである。

(12) 治山分野

①推計の対象

治山分野の推計対象を、国及び地方公共団体の治山対策事業とする。

②使用データ

新設改良投資は、「行政投資実績」の治山分野の投資額をデータとして使用する。また、用地補償費については、治山事業の性格上、ほとんど発生していないことから、ゼロと仮定する。災害復旧費については、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、日本の社会資本と同様のデータを利用し、2004年度以降については過去の平均値を仮定する。維持・修繕費については、治水分野の砂防ダムにおける実績データ比率を活用して算定する。

*（参考）日本の社会資本における投資額の定義

・名目投資実績額

治山事業を対象とし投資額を調査した。

なお、1974年度以前の新設改良費には維持補修費および用地費、補償費が含まれている可能性があるが、その比率は小さいので無視する。

図表 1-17 治山分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	治水分野の砂防ダムの実績比率より、投資額を治山分野に置き換えて推計する	『日本の社会資本』の治山分野の災害復旧費 ※2004年以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。
2000年度 ～2007年度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	※2003年以降はデータが入手できなかったため、2001年から2002年の変化率を2003年以降に適用し、推計する。	

③耐用年数

耐用年数は67年と設定する。なお、この設定に当たっては、平成13年度及び平成14年度の推計時に農林水産省に対しヒアリングを行っている。

(13) 農林漁業分野

①推計の対象

農林水産分野の推計対象を、国及び地方公共団体が行う「農業分野」「林業分野」「漁業分野」の事業とする。具体的には農業分野では「農業基盤整備」、「市場」及び「と畜場」、林業分野では「林道」及び「造林」、漁業分野では「漁港」を対象とする。

②使用データ

農林漁業分野の投資額の推計には、「行政投資実績」を使用する。ただし、農業分野の行政投資実績には、用地・補償費が含まれているため、その分を「農用地建設業務統計」（農林水産省）を利用し、合計額に占める用地・補償費の標準比率を算定（2.6%²）し、行政投資額に乗じて控除する。また、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、災害普及費は、2003年度までは「日本の社会資本」のデータを利用し、それ以降については1970年度から2003年度までの平均を用いる。

また、林業分野・漁業分野でも同様に、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、2003年度までは「日本の社会資本」と同じデータを利用し、2004年度以降については農業分野と同様とする。

なお、「造林」の災害普及費は、災害普及という概念が「森林災害普及事業」が創設された1981年度以降であるため、便宜上「林道」に含めて扱う。

農林漁業分野の維持管理費については、用地・補償費と同様に農用地建設業務統計から、標準維持・管理費比率（0.85%³）を求め、これを投資額に乗じて推計している。

² この標準用地・補償費比率2.6%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

³ この標準維持・管理比率0.85%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

図表 1-18 農林漁業分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	行政投資実績の投資額 (農業分野は、用地・保障費を推計で控除)	農用地建設業務統計の維持管理費比率を利用して推計	「日本の社会資本」のデータを利用
2000年度 ～2007年度			※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる。

③耐用年数

耐用年数を以下のように設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における農業の農林水産省、林道・造林の林野庁、漁港の水産庁に対するヒアリング結果に基づいている。

農業・・・53年、林道・・・47年、造林・・・45年、漁港・・・50年

(14) 学校分野

①推計の対象

学校分野の推計の対象を、国及び地方自治体が設置した全ての学校とする。具体的には、国立大学、公立大学、公立の小・中・高等学校及び各種を対象としている。

②使用データ

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降については、「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費の推移から地方自治体分を推計し、それに一定割合（2001年度から2003年の『日本の社会資本』の新設費と「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費との比率）を乗じて、国及び地方自治体の分とする。

また、維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の学校を対象とする数値のみである。また国の維持管理費も文科省は把握していないことから、上記のデータが取れる1980年度以降については、「地方教育費調査報告」より地方歳出分の維持管理費のデータを捕捉し、これに一定割合（28%⁴）を乗じて国の分を推計する。1979年度以前については、維持管理費をゼロと仮定する。

⁴ 前年度版に準拠している。

図表 1-19 学校分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953 年度 ～1979 年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロと仮定	「日本の社会資本」のデータを利用
1980 年度 ～1999 年度	※2004 年度以降は、地方教育費調査報告の資本的支出の中の建築費の推移から推計	地方教育費調査報告の「幼稚園」「小学校」、「中学校」、「盲・聾学校」、「高校全日制」、「高校定時制」、「中等教育学校」、「高等専門学校」の管理費、「小学校」、「中学校」の修繕費	※2004 年度以降はデータが公表されていないため、2003 年度以前のデータの平均値を用いる
2000 年度～ 2007 年度			

③耐用年数

学校分野の耐用年数を 39 年で設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

(15) 社会教育分野

①推計の対象

社会教育分野の推計の対象を、地方自治体が設置した全ての社会教育施設、社会体育施設、文化施設とする。なお、日本の社会資本では、それぞれが何を指すのか、その具体的な定義を明らかにしておらず、本調査においてもそれを明確化することはできていない。

②使用データ

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降の新設費については、「地方財政統計年報」（総務省）の「普通建設事業費」で2003年度から延長推計する。また、改良費は従来同様に耐用年数に達した2000年価格評価の新設費とする。維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の施設を対象とする数値のみである。そのデータが取れる「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費に関する歳出の合計額を本調査における維持管理費とみなし、1980年度以前のものについてはゼロとする。

図表 1-20 社会教育分野の使用データ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953年度 ～1979年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロとみなす。	「日本の社会資本」のデータを利用
1980年度 ～1999年度	※2004年から2005年は「地方財政統計年報」の普通建設事業費の推移から推計	「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費	※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。
2000年度～ 2007年度			

③耐用年数

社会教育分野の耐用年数を40年と設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

1.7 (参考) 住宅ストック

(1) 推計の対象

住宅（公的及び民間住宅を含む、土地は含まない。）

(2) 推計の手順

- ① 「国民経済計算確報」（内閣府）の「ストック編」1.（1）b.（a）の「住宅」の期末残高を全国値とする。
- ② 「国勢調査」（総務省）の都道府県別世帯数（2005年）を用いて、都道府県別に按分する。

	都道府県	単位:兆円	単位:世帯	平成17年 世帯数の按分 比率
		平成19年末 住宅ストック	平成17年 世帯数	
1	北海道	12.15	2,368,892	0.048
2	青森県	2.61	509,107	0.010
3	岩手県	2.46	479,302	0.010
4	宮城県	4.40	858,628	0.018
5	秋田県	2.01	391,276	0.008
6	山形県	1.98	385,416	0.008
7	福島県	3.63	707,223	0.014
8	茨城県	5.28	1,029,481	0.021
9	栃木県	3.62	705,206	0.014
10	群馬県	3.71	724,121	0.015
11	埼玉県	13.49	2,630,623	0.054
12	千葉県	11.81	2,304,321	0.047
13	東京都	29.47	5,747,460	0.117
14	神奈川県	18.20	3,549,710	0.072
15	新潟県	4.17	812,726	0.017
16	富山県	1.90	370,230	0.008
17	石川県	2.17	423,157	0.009
18	福井県	1.37	267,385	0.005
19	山梨県	1.64	320,170	0.007
20	長野県	3.99	777,931	0.016
21	岐阜県	3.64	710,166	0.014
22	静岡県	6.91	1,346,952	0.027
23	愛知県	13.97	2,724,476	0.056
24	三重県	3.45	672,552	0.014
25	滋賀県	2.45	477,645	0.010
26	京都府	5.45	1,063,907	0.022
27	大阪府	18.41	3,590,593	0.073
28	兵庫県	10.92	2,128,963	0.043
29	奈良県	2.57	500,994	0.010
30	和歌山県	1.96	383,214	0.008
31	鳥取県	1.07	208,526	0.004
32	島根県	1.33	259,289	0.005
33	岡山県	3.71	724,474	0.015
34	広島県	5.80	1,131,024	0.023
35	山口県	3.02	588,736	0.012
36	徳島県	1.53	297,539	0.006
37	香川県	1.93	375,634	0.008
38	愛媛県	2.98	581,003	0.012
39	高知県	1.66	323,327	0.007
40	福岡県	10.18	1,984,662	0.040
41	佐賀県	1.47	286,239	0.006
42	長崎県	2.83	551,530	0.011
43	熊本県	3.41	664,338	0.014
44	大分県	2.39	465,195	0.009
45	宮崎県	2.30	449,269	0.009
46	鹿児島県	3.71	722,937	0.015
47	沖縄県	2.50	486,981	0.010
	合計	251.56	49,062,530	1.000